

第1回策定委員会資料(H26.5.13)

資料（議題（2）関係）

平成27年度介護保険制度
の改定について

○平成26年度介護報酬の改定について

平成26年4月から消費税率が現行の5%から8%に引き上げられることに伴い、介護報酬の改定率は0.63%（全サービス平均）程度引き上げられ、また、区分支給限度基準額については、介護報酬の引き上げから従前と同量のサービス利用にもかかわらず、区分支給限度基準額を超える利用者が生ずることから、次のとおり引き上げが行われました。

区分支給限度基準額

居宅介護（介護予防）サービス費等区分支給限度基準額

要介護度	現行基準額	新基準額	増加単位数
要支援1	4,970単位	5,003単位	33単位
要支援2	10,400単位	10,473単位	73単位
要介護1	16,580単位	16,692単位	112単位
要介護2	19,480単位	19,616単位	136単位
要介護3	26,750単位	26,931単位	181単位
要介護4	30,600単位	30,806単位	206単位
要介護5	35,830単位	36,065単位	235単位

○平成27年度介護保険制度改定について

平成25年11月27日付の社会保障審議会介護保険部会の素案どおりに改定される見込みであり、改定後は次のとおりになるものと思われます。

《変更内容（見込）》

①要支援者の通所介護及び訪問介護サービスを日常生活支援総合事業へ移行
介護保険から要支援者に対する通所介護及び訪問介護サービスを地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）へと移行する。財源等は従来の介護給付と同様。全ての市町村で平成29年4月までに実施。

米子市では、平成27年4月からの移行は困難と考えており、早くても平成28年4月からの移行となる。

②高所得者一部負担金を2割に

高所得者（一定以上の所得のある者・年金収入なら280万円以上）のサービス利用の一部自己負担金を2割に引き上げる。ただし、自己負担上限額

があるため、対象者全員が2倍になるわけではない。

※平成27年8月から適用

③特養入所申込要件の変更

厚労省案は原則要介護3以上だが、一定の条件を満たす場合は要介護1及び要介護2も認めるというもの。一定の条件については、厚労省通知で指針を出す予定。

④特養等施設入所者の補足給付に資産要件の導入

貯蓄等の資産の金額により補足給付を行わないものだが、対象となる線引きのラインは国において検討中。（案としては、預貯金で単身1000万円超、夫婦2000万円超）

世帯分離の場合でも、配偶者が課税されているときは補足給付対象外。

⑤低所得高齢者の介護保険料軽減のための公費投入

世帯全員が市民税非課税の場合が対象となる。米子市では介護保険料は現在11段階で段階が定められているが、そのうち4段階までが公費投入の対象となり、高齢者のうち約32%である。

公費の割合は、国2分の1、県及び市で4分の1となる。

⑥サ高住（サービス付き高齢者向け住宅）への住所地特例の適用

⑦居宅介護支援事業所及び小規模デイサービス事業所の指定権限を市町村に権限移譲

(1)居宅介護支援事業所

事業所指定権限を市町村に移譲

平成30年4月に条例施行（27年度から29年度まで経過措置期間）

運営基準の条例制定（平成31年3月まで経過措置あり）

(2)小規模型通所介護事業所（月平均利用延人数300人以内の事業所）

地域密着型通所介護へと移行（平成28年4月までの間で施行）

運営基準の条例制定（施行日から1年間の経過措置あり）

⑧地域包括ケアシステムの構築

高齢者数が最大となる平成37年（2025年）に向けて、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を各日常生活圏域で実現していくことが法令に明記される。米子市では、平成26年度から市内7か所の地域包括支援センターで地域ケア会議を開催し、下記に取り組んでいくことで地域包括ケアシステムを実現していくことを考えている。

(1)地域の医療・福祉資源の把握、活用

(2)地域の課題や問題点の把握、解決に向けたケア会議の開催

(3)地域の施設整備やインフォーマルサービスの構築

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための法律等に関する法律案要綱

第一 改正の趣旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の附帯法律について所要の措置を講ずること。

第一 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正

一 題名に関する事項

題名を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に改めること。（題名関係）

二 目的に關する事項

この法律の目的に、地域における創意工夫を生かしつつ、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進する措置を講ずることを明記すること。（第一条関係）

三 総合確保方針、都道府県計画及び市町村計画に関する事項

- 厚生労働大臣は、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（以下「総合確保方針」という。）を定めなければならぬものとすること。総合確保方針においては、医療法第二十条の三第一項の基本方針及び介護保険法第八十六条第一項の基本指針の基本となるべき事項、公正性及び透明性の確保その他四の基金を充てて実施する都道府県事業に関する基本的な事項等を定めるものとすること。（第三条第一項から第三項まで關係）
- 都道府県及び市町村は、総合確保方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、医療及び介護の総合的な確保のための事業（地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設及び設備の整備に関する事業、居宅等における医療の提供に関する事業、公的介護施設等の整備に関する事業、医療従事者及び介護従事者の確保に関する事業等）の実施に関する計画（以下、都道府県が作成するものを「都道府県計画」とし、市町村が作成するものを「市町村計画」という。）を作成することができるものとすること。

また、都道府県計画を作成するに当たっては、医療計画及び都道府県介護保険事業支援計画との整合

性を図るものとし、市町村計画を作成するに当たっては、市町村介護保険事業計画との整合性の確保を図るものとする」と。〔第四条及び第五条関係〕

四 基金に関する事項

都道府県が、都道府県事業（都道府県計画に掲載された事業をいう。）に関する経費を支弁するため基金を設ける場合には、国は、政令で定めるところにより、その財源に充てるために必要な資金の三分の一を負担するものとする」と。また、当該基金の財源に充てるため、国が負担する費用については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入をもつて充てるものとすること。〔第六条及び第七条関係〕

五 その他所要の改正を行うこと。

第三 医療法の一部改正

一 地域における病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項

1 病床機能報告制度

一般病床又は療養病床を有する病院又は診療所の管理者は、病床の機能区分に従い、基準日における

病床の機能（以下「基準日病床機能」という。）及び基準日から一定期間が経過した日における病床の機能の予定（以下「基準日後病床機能」という。）並びに入院患者に提供する医療の内容等の情報を都道府県知事に報告しなければならないものとする」と。〔第三十条の十一第一項関係。平成二十一年四月一日以降は第三十条の十二第一項〕

2 地域医療構想の策定

都道府県は、医療計画において、地域医療構想（構想区域における病床の機能区分）との将来の病床数の必要量等に基づく、当該構想区域における将来の医療提供体制に関する構想をいう。」に関する事項、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項等を定めるものとする」と。〔第三十条の四第二項関係〕

3 地域医療構想を実現するために必要な措置

(一) 都道府県は、構想区域等とともに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者等の関係者との協議の場を設け、地域医療構想の達成の推進に必要な事項について、協議を行うものとする」と。〔第三十条の十四第一項関係〕

(二)

都道府県知事は、病院の開設等の申請に対する許可には、病床の機能区分のうち、当該構想区域における既存の病床数が、将来の病床数の必要量に達していないものに係る医療を当該許可に係る病床において提供することその他地域医療構想の達成を推進するため必要な条件を付することができるものとする。〔第七条第五項関係〕

(三)

都道府県知事は、(一)の報告について、基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる場合等において、当該構想区域における当該基準日後病床機能に係る病床数が将来の病床数の必要量に既に達しているときは、当該報告に係る病院等の開設者又は管理者に対し、基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる理由等について、都道府県医療審議会での説明等を求めることができるものとし、当該説明等の内容を踏まえ、当該理由がやむを得ないものと認められないときは、都道府県医療審議会の意見を聽いて、基準日病床機能を基準日後病床機能に変更しないこと等を要請。(公的医療機関等の場合にあっては、命令(することができるものとする)。〔第三十条の十五関係〕

(四) 都道府県知事は、地域医療構想の達成の推進に必要な事項について、(一)の協議の場における協議が調わない場合等においては、病院等の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聽

(五)

いて、当該構想区域における既存の病床数が将来の病床数の必要量に達していない病床の機能区分に係る医療を提供すること等の必要な措置をとることを要請。(公的医療機関等の場合にあっては、指示)することができるものとする。〔第三十条の十六関係〕

(六) 都道府県知事は、構想区域における療養病床及び一般病床の数が療養病床及び一般病床に係る基準病床数を超えている場合において、公的医療機関等以外の医療機関が正当な理由がなく、許可を受けた病床に係る業務を行っていないときは、当該医療機関の開設者又は管理者に対し、病床数の削減の措置をとるべきことを要請することができるものとする。〔第三十条の十二関係〕

(七) 病院等の開設者又は管理者が(三)、(四)及び(五)の要請に従わない場合は、都道府県知事は都道府県医療審議会の意見を聽いて、当該病院等の開設者又は管理者に対し、勧告を行うことができるものとし、当該勧告若しくは(三)の命令又は(四)の指示に従わない場合には、都道府県知事はその旨を公表することができるとともに、地域医療支援病院又は特定機能病院の承認を取り消すこと等ができるものとする。〔第二十九条第三項及び第四項、第三十条の十七並びに第三十条の十八等関係〕

都道府県」とに組織する保険者協議会を追加すること。〔第三十条の四第十四項関係〕

4 居宅等における医療の充実及び医療と介護の連携の推進のための医療計画の見直し

(一) 厚生労働大臣は、医療提供体制の確保を図るための基本的な方針を定めるときは、総合確保方針に即して定めるものとし、都道府県が医療計画を作成するに当たっては、都道府県計画及び都道府県介護保険事業支援計画との整合性の確保を図らなければならないものとする。〔第三十条の三第一項及び第三十条の四第十項関係〕

(二) 医療計画で定める事項として、居宅等における医療の確保の面に關する事項及び居宅等における医療の確保に係る医療連携体制に関する事項を追加すること。〔第三十条の四第二項関係〕

(三) 都道府県が医療計画を変更する頻度について、六年〔居宅等における医療の確保の達成状況等について〕は、三年〔〕とする」と。〔第三十条の六関係〕

5 病院及び病床を有する診療所の開設者並びに管理者並びに国民の役割

地域における病床の機能の分化及び連携の推進に係る病院、病床を有する診療所及び国民の役割を位置づけるものとする」と。〔第六条の二第二項及び第三十条の七第一項関係〕

二 医療従事者の確保等に関する事項

1 都道府県知事は、特定機能病院、地域医療支援病院及び公的医療機関等の開設者又は管理者その他の関係者に対し、医師の派遣、研修体制の整備その他の医師が不足している地域の病院又は診療所における医師の確保に關し必要な協力を要請することができるものとする」と。〔第三十条の十八関係〕
・平成二十七年四月一日以後は第三十条の二十四)

2 都道府県は、医師の確保に關する調査及び分析、相談、情報の提供等の援助その他の医師の確保を図るための必要な支援に関する事務を実施するよう努めるものとする」と。〔第三十条の十九第一項関係〕
・平成二十七年四月一日以後は第三十条の二十五第一項〕

三 医療従事者の勤務環境の改善等に関する事項

1 病院又は診療所の管理者は、医療従事者の勤務環境の改善等の措置を講ずるよう努めなければならぬものとし、厚生労働大臣は、そのための指針となるべき事項を定めるものとする」と。
〔第三十条の十三及び第三十条の十四関係〕
・平成二十七年四月一日以後は第三十条の十九及び第三十条の二十〕

2 郡道府県は、医療従事者の勤務環境の改善に関する相談、情報の提供及び助言等の援助その他の医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援に関する事務を実施するよう努めるものとする」と。

（第三十条の十五第一項関係。平成二十七年四月一日以降は第三十条の二十一第一項）

四 医療法人の合併に関する事項

社団たる医療法人と財団たる医療法人との合併を可能とする」と。（第五十七条関係）

五 臨床研究中核病院に関する事項

臨床研究の実施の中核的な役割を担う」とに關する一定の要件に該当する病院は、厚生労働大臣の承認を得て、臨床研究中核病院と称することができるものとする」と。（第四条の三第一項関係）

六 医療の安全の確保のための措置に関する事項

I 病院、診療所又は助産所（以下「病院等」という。）の管理者は、医療事故（当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であつて、当該管理者がその死亡又は死産を予期しなかつたものをいう。）が発生した場合には、医療事故調査・支援センターに報告した上で、必要な調査等を行い、その結果を医療事故調査・支援センターに報告するとと

- 7 その他所要の改正を行ふこと。

第四 介護保険法の一部改正

一 居宅サービス等の見直しに関する事項

- 1 通所介護のうち、利用定員が厚生労働省令で定める数未満のものについて、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置づけること。（第八条関係）
- 2 指定居宅介護支援事業者の指定等を市町村が実施するものとする」と。（第七十九条等関係）

- 1 施設サービス等の見直しに関する事項
 - 1 介護老人福祉施設等に係る給付対象を、厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者その他の居宅において日常生活を営む」とが困難な要介護者とする」と。（第八条関係）

- 1 介護老人福祉施設等に係る給付対象を、厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者その他の居宅において日常生活を営む」とが困難な要介護者とする」と。（第八条関係）

2 サービス付き高齢者向け住宅を住所地特例の対象とするものとする」と。また、住所地特例の対象者について、居住地の市町村が指定した地域密着型サービス等の利用を可能とするとともに、居住地の市町村の地域支援事業の対象とするものとする」と。(第十三条等関係)

三 費用負担の見直しに関する事項

1 介護給付及び予防給付について、一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る利用者負担の割合を、その費用の百分の三十とする」と。(第四十九条の二等関係)

2 特定入所者介護サービス費等の支給要件について、所得のほか、資産の状況もしん酌するものとする」と。また、偽りその他の不正行為によって特定入所者介護サービス費等を受けた場合、市町村は、その給付の額に加え、その額の二倍に相当する額以下の金額を徴収することができるものとする」と。(第五十一条の三等関係)

3 市町村は公費で低所得者の第一号保険料の軽減を行い、国がその費用の三分の一、都道府県が四分の一を負担するものとする」と。(第一百一十四条の二関係)

四 地域支援事業の見直しに関する事項

1 介護予防サービスのうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)に移行し、平成二十九年度までに全ての市町村で実施するものとする」と。(第一百十五条の四十五等関係)

2 総合事業について、次に掲げる事項を規定すること。(第一百十五条の四十五の二等関係)

- (一) 厚生労働大臣は、総合事業の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表すること。
- (二) 市町村は、定期的に、総合事業の実施状況について評価等を行うよう努め、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めること。
- (三) 総合事業について、国がその費用の百分の二十五を、都道府県及び市町村がそれぞれ百分の十一・五を負担するとともに、医療保険者が負担する地域支援事業支援交付金を充てること。

3 地域支援事業の包括的支援事業に次に掲げる事業を追加し、平成三十年度までに全ての市町村で実施するものとする」と。(第一百十五条の四十五等関係)

(一) 医療に関する専門的知識を有する者が、介護事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他関係者の連携を推進する事業

(二) 日常生活の支援及び介護予防に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業

(三) 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の総合的な支援を行う事業

4 地域支援事業の事業費の上報について、七十五歳以上の被保険者の数も勘案して設定するものとすること。 (第一百五十四条の四十五関係)

5 地域包括支援センターの設置者は、実施する事業の質の評価を行うこと等により事業の質の向上に努めるものとすること。また、市町村は、定期的に、実施する事業の実施状況の点検等を行うよう努めるものとすること。 (第一百五十四条の四十六関係)

6 市町村は、適切な支援の検討等を行うために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者その他の関係者等により構成される会議を開くように努めるものとすること。 (第一百五十五条の四十八関係)

五 介護保険事業計画の見直しに関する事項

1 厚生労働大臣は、総合確保方針に則して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するた

めの基本的な指針を定めるものとすること。 (第一百六十六条関係)

2 市町村介護保険事業計画について、介護給付等対象サービスの種、費用の額、保険料の水準等に関する中長期的な推計を記載するよう努めるものとするほか、市町村計画と整合性の確保が図られたものでなければならないものとすること。 (第一百六十七条関係)

3 都道府県介護保険事業支援計画について、都道府県計画及び医療計画と整合性の確保が図られたものでなければならないものとすること。 (第一百六十八条関係)

6 その他所要の改正を行うこと。

第五 保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、診療放射線技師法、歯科技工士法及び臨床検査技師等に関する法律等の一部改正

一 保健師助産師看護師法の一部改正

特定行為（診療の補助であつて、看護師が手順書により行う場合には、高度かつ専門的な知識及び技能等が特に必要な行為として厚生労働省令で定めるものをいう。）を手順書により行う看護師は、厚生労働大臣が指定する研修機関において、一定の基準に適合する研修を受けなければならぬものとする

二二、（第三十七条の二第一項関係）

一、歯科衛生士法、診療放射線技師法及び臨床検査技師等に関する法律の一部改正

歯科衛生士の行う予防処置について歯科医師の直接の指導ではなく指導の下に行うものとするとともに、診療放射線技師の業務に放射線の照射等に関連する行為を、臨床検査技師の業務に検体の採取を行うことをそれぞれ追加すること等の見直しを行ふこと。

三、歯科技工士法等の一部改正

歯科技工士国家試験の実施主体を都道府県知事から厚生労働大臣に変更するものとする」と。

四、その他所要の改正を行うこと。

第六 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の一部改正

医療に関する知識及び技能の教授又は医学若しくは歯科医学の研究を目的として本邦に入国する外国医師又は外国歯科医師は厚生労働大臣の許可を受けて、一定の条件の下に本邦において医業等を行ふことができるものとするほか、臨床修練の許可の基準を緩和する等の所要の措置を講ずること。（第三条及び第二十一条の三等關係）

第七 看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正

看護師等は、病院等を離職した場合等に、住所、氏名等を都道府県ナースセンターに届け出るよう努めなければならないものとする等看護師等の就業の促進に関する所要の措置を講ずること。（第十六条の三等關係）

第八 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部改正

持分あり医療法人は、持分なし医療法人への移行に関する計画を作成し、これが適当である旨の厚生労働大臣の認定を受けることができるものとする等所要の措置を講ずること。（附則第十条の三から第十条の七まで等關係）

第九 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正

介護福祉士の資格取得方法の見直しに係る改正規定の施行期日を、平成二十七年四月一日から平成二

十八年四月一日に変更すること。（附則第一条関係）

第十 その他関係法律の一部改正

生活保護法、国民健康保険法、老人福祉法等の関係法律について、所要の改正を行ふこと。

第十一 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとする」と。(附則第一条第一項)

(一) 第三(医療法の改正) 平成二十六年十月一日(ただし、地域医療構想に関する事項「一の2及び3」及び臨床研究中核病院に関する事項「五」は平成二十七年四月一日、医療事故の調査に係る社組み「六」は平成二十七年十月一日)

(二) 第四(介護保険法の改正) 平成二十七年四月一日(ただし、利用者負担割合の見直し及び特定大所者介護サービス費等の支給要件の見直し「三の1及び2」は平成二十七年八月一日、通所介護の見直し「一の1」は平成二十八年四月一日までの間で政令で定める日、指定居宅介護支援事業者の見直し「一の2」は平成三十年四月一日)

(三) 第五(保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、診療放射線技師法、歯科技工士法及び臨床検査技師等に関する法律等の改正) 平成二十七年四月一日(ただし、診療放射線技師法の改正の一部は公布

日、看護師の特定行為の研修制度は平成二十七年十月一日)

(四) 第六(外國医師臨床修練制度の改正) 及び第八(持分なし医療法人への移行に係る改正) 平成二十六年十月一日

(五) 第七(看護師免許保持者等の届出制度) 平成二十七年十月一日

(六) 第九(介護福祉士の資格取得方法の見直しの期日の変更) 公布の日

二 検討規定等

(一) 政府は、第三の六の調査(以下「医療事故調査」という。)の実施状況等を勘案し、医師法第二十一条の規定に基づく届出及び第三の六の医療事故調査・支援センターへの医療事故の報告、医療事故調査及び医療事故調査・支援センターの在り方を見直すこと等について検討を加え、その結果に基づき、「この法律の公布後二年以内に法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする」と。(附則第二条第二項関係)

(二) 政府は、医師又は歯科医師の指示の下に、手順書によらないで行われる特定行為が看護師により通常に行われるよう、医師、歯科医師、看護師その他の関係者に対して特定行為の研修制度の趣旨が当

該行為を妨げるものではない」との内容の周知その他の必要な措置を講ずるものとする」と。(附則)

第二十九条関係】

- (三) 政府は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、介護関係業務に係る労働力への需要が増大していることに鑑み、この法律の公布後一年を目途として、介護関係業務に係る労働力の確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と。(附則第二条第三項関係)
- (四) その他、この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行ふこと。

【公布日又は平成十九六年四月一日のいずれか遅い日・平成二十七年四月一日施行】

(総論の細分は改正部分)

改 正 案		附 則	行
目次			
第一款 第五章 (略)			
第六章 地域支援事業等(第一百五十九条の四十五・第一百七十五条の四十九)			
第七章 第十章 (略)			
第八章 小額給付費等審査監査会(第一百七十九条・第一百八十一条)			
第九章 第十四章 (略)			
附則			
(定義)			
第七条 (略)			
2-3-4 (略)			
5 この法律において「介護支援専門員」とは、要介護者又は要支 援者(以下「要介護者等」という。)からの相談に応じ、及び要 介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密 着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密 着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業 「第一百五十九条の四十五等、同様第一号に規定する第一号通所事業又は同様第一号に規定する第二号通所事業をいう。以下同じ。」を利用してできるよう市町村、居 住者等の居宅サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を 行う者、地域密着型サービス事業を行なう者、介護保険施設、介護 予防サービス事業を行なう者、地域密着型介護予防サービス事業を 行なう者等との連絡調整等を行う者であつて、要介護者等が自立し た日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術 を有するものとして第六十九条の七第一項の介護支援専門員認定の 交付を受けたものをいう。			
6-1-9 (略)			
第八条 (略)			
2 この法律において「訪問介護」とは、要介護者であつて、居宅 防サービス事業を行なう者、特定介護予防・日常生活支援総合事業 を行なう者等との連絡調整等を行う者であつて、要介護者等が自立 した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術 を有するものとして第六十九条の七第一項の介護支援専門員認定の 交付を受けたものをいう。			
6-1-9 (略)			
第八条 (略)			
2 この法律において「訪問介護」とは、要介護者であつて、居宅 防サービス事業を行なう者、特定介護予防・日常生活支援総合事業 を行なう者等との連絡調整等を行う者であつて、要介護者等が自立 した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術 を有するものとして第六十九条の七第一項の介護支援専門員認定の 交付を受けたものをいう。			
6-1-9 (略)			
第八条 (略)			
2 この法律において「訪問介護」とは、要介護者であつて、居宅 防サービス事業を行なう者、特定介護予防・日常生活支援総合事業 を行なう者等との連絡調整等を行う者であつて、要介護者等が自立 した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術 を有するものとして第六十九条の七第一項の介護支援専門員認定の 交付を受けたものをいう。			
6-1-9 (略)			
第八条 (略)			
2 この法律において「機能用具貸与」とは、要介護者につい て機能用具(心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある 要介護者等の日常生活上の便宜を図るために用具及び要介護者等 の機能訓練のための用具であつて、要介護者等の日常生活の自立 を助けるためのもの)をいう。次項並びに次条第十項及び第十一項 において同じ。)のうち厚生労働大臣が定めるものの命令で定め るものを除く。)をいう。			
6-1-11 (略)			
12 この法律において「機能用具貸与」とは、要介護者につい て機能用具(心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある 要介護者等の日常生活上の便宜を図るために用具及び要介護者等 の機能訓練のための用具であつて、要介護者等の日常生活の自立 を助けるためのもの)をいう。次項並びに次条第十項及び第十一項 において同じ。)のうち厚生労働大臣が定めるものの命令で定め るものを除く。)をいう。			
6-1-11 (略)			
12 この法律において「機能用具貸与」とは、要介護者につい て機能用具(心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある 要介護者等の日常生活上の便宜を図るために用具及び要介護者等 の機能訓練のための用具であつて、要介護者等の日常生活の自立 を助けるためのもの)をいう。次項並びに次条第十項及び第十一項 において同じ。)のうち厚生労働大臣が定めるものの命令で定め るものを除く。)をいう。			

るところにより行われる貸借をいつ。

(略)

14 13 この法律において「地域密着型サービス」とは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービスをいい。「特定地域密着型サービス」とは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、「居宅介護、慢性疾患型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスをいい。「地域密着型サービス事業」とは、地域密着型サービスを行う事業をいう。

15 15 (略)

この法律において「地域密着型介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が二十九人以下であるものに限る。以下の項において同じ。）であつて、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者（日常生活看護令で定める要介護状態区分に該当する状態である者その他の者）において日常生活を行なうことが困難な者として厚生労働省令で定められたものに限る。（以下この項及び第二十六条項において同じ。）に対し、地域密着型施設サービス計画（地域密着型介護老人福祉施設に入所していいる要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容）を定めた計画をいう。以下の項において同じ。）に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設をいい。「地域密着型介護老人福祉施設入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

16 16 (略)

この法律において「居宅介護支援」とは、居宅要介護者が第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス又は特別居宅介護サービスに係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、第四十二条の二第二項に規定する指定地域密着型サービス又は特例地域密着型介護サービスに係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス及びその他の居宅において日常生活を行なうため必要な保健医療サービス又は福祉サービス（以下この項において「指定居宅サービス等」という。）の適切な利用等をすることができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容これを担当する者その他居宅要介護者令で定められた方を定めた計画（以下この項、第一百五条の四十五第五項第三号及び別表において「居宅サービス計画」とい）。を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の入所を要する場合には、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うことをいい。

「居宅介護支援事業」とは、居宅介護支援を行う事業をいう。

24 24 (略)

第八条の二 この法律において「介護予防サービス」とは、介護予

めることにより行われる貸借をいつ。

(略)

14 13 この法律において「地域密着型介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が二十九人以下であるものに限る。以下の項において同じ。）であつて、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画（地域密着型介護老人福祉施設に入所していいる要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容）を定めた計画をいう。以下の項において同じ。）に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活との世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設をいい。「地域密着型介護老人福祉施設入所する要介護者」とは、地域密着型介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活との世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

15 15 (略)

この法律において「居宅介護支援」とは、居宅要介護者が第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス又は特別居宅介護サービスに係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、第四十二条の二第二項に規定する指定居宅密着型サービス又は特例地域密着型介護サービスに係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス及びその他の居宅において日常生活を行なうため必要な保健医療サービス又は福祉サービス（以下この項において「指定居宅サービス等」という。）の適切な利用等をすることができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容これを担当する者その他居宅要介護者令で定める事業者を定めた計画（以下この項、第一百五条の四十五第五項第三号及び別表において「居宅サービス計画」という。）を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の入所を要する場合には、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うことをいい。

「居宅介護支援事業」とは、居宅介護支援を行う事業をいう。

24 24 (略)

第八条の二 この法律において「介護予防サービス」とは、介護予

防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防施設所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定期入所生活介護、介護予防施設施用具販売をいい、「介護予防サービス事業」とは、介護予防サービスを行う事業をいう。

(削除)

21 この法律において「介護予防訪問入浴介護」とは、要支援者であつて、「居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援者」といふ。）について、その介護予防（身体上又は精神上の障害があるために入浴・排せつ・食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について當時介護を要し）、又は日常生活を當むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止を以て、「」を目的として、厚生労働省令で定める基準に沿つて行われる入浴の介護をいう。

31 6 (1) (略)

(削除)

12 この法律において「地域密着型介護予防サービス」とは、介護予防認知症対応施設所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護をいい、「特定地域密着型サービス」若しくはこれに相当するサービス、又は特例介護予防サービス、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスとは、介護予防認知症対応型施設所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護をいい、「地域密着型介護予防サービス」とは、地域密着型介護予防サービスを行なう事業を行なう。

(略)

13 6 (1) (略)

(略)

この法律において「介護予防支援」とは、居宅要支援者が第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス若しくはこれに相当するサードパーティ又は特例介護予防サービス若しくはこれに相当するサードパーティ、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス又は特例地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサードパーティ、特定介護予防サービス若しくはこれに相当するサードパーティ、特定介護予防・日常生活支援総合事業（中町村、第五十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者又は第五十五条の四十七第六項の受託者が行うものに限る。以下この項及び第三十二条第四項第一号において「」及びその他の介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービス（以下この項において「指定介護予防サービス」という。）の適切な利用等をすることができるよう、第五十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、当該居宅要支援者の依頼を受けて、その心身の状況、その然かれている環境、当該居宅要支援者及びその家族の希望等を踏ま

22 この法律において「介護予防訪問介護」とは、要支援者であつて、「居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援者」といふ。）について、その者の居宅において、その介護予防（身体上又は精神上の障害があるために入浴・排せつ・食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について當時介護を要止を以て、「」を目的として、介護施設がその施設令で定める基準に沿つて行われる入浴の介護をいう。

(略)

(削除)

31 6 (1) (略)

(略)

23 この法律において「介護予防訪問入浴介護」とは、厚生労働省令で定めるものをして、その者の居宅において、その介護予防（身体上又は精神上の障害があるために入浴・排せつ・食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について當時介護を要止を以て、「」を目的として、介護施設がその施設令で定める基準に沿つて行われる入浴の介護をいう。

24 この法律において「介護予防通所介護」とは、厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴・排せつ・食事等の介護サービス又は特例地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサードパーティ又は特例介護予防サービス若しくはこれに相当するサードパーティ及び介護予防認知症対応型通所介護をいい、「地域密着型介護予防サービス」とは、地域密着型介護予防サービスを行なう事業を行なうこと（介護予防認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。

25 6 (1) (略)

(略)

(削除)

7 6 (1) (略)

(略)

41 6 (1) (略)

(略)

15

十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、当該居宅医支扱者の依頼を受けたその心身の状況、その圖かれてる場所、当該居宅医支扱者及びその家族の希望等を聞き、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下この項及び別表において「介護予防サービス計画」という。）を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、第五十四条の二第一項に規定する指定介護予防・日常生活支援総合事業を行つ者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行うことをいい、「介護予防支援事業」は、介護予防支援を行う事業をいう。

（住所地特例対象施設に入所又は入居中の被保険者の特例）

第十三条 次に掲げる施設（以下「住所地特例対象施設」という。）に入所又は入居（以下「入所等」という。）をすることにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者（第三号に掲げる施設に入所することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者）においては、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定による入所登録による「前入所施設」といふ。）及び現入所施設のそれぞれに入所等をするることにより直前入所施設及び現入所施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定構造入所被保険者」という。）については、この限りでない。

一 （略）
二 特定施設
三 （略）

3 2 （略）

第一項の規定により同項に規定する当該地の市町村が行う介護保険の被保険者とされた者又は前項の規定により同項各号に定める当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とされた者（以下「住所地特例適用被保険者」という。）が入所等をしている住所地特例対象施設は、当該住所地特例対象施設の所在する市町村（以下「施設所在市町村」という。）及び当該住所地特例適用被保険者に対し介護保険を行つ市町村（以下「給付所在市町村」という。）及び当該住所地特例適用被保険者に対する介護保険を行つ市町村に必要な協力をしなければならない。

〔不正利得の徴収等〕

第二十二条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者がいるときは、市町村は、その者からその給付の額の全部又は一部を徴収する。

し、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下この項及び別表において「介護予防サービス計画」という。）を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、第五十四条の二第一項に規定する指定地域型介護予防サービス事業若その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行うことをいい、「介護予防支援事業」とは、介護予防支援を行う事業をいう。

（住所地特例対象施設に入所又は入居中の被保険者の特例）

第十三条 次に掲げる施設（以下「住所地特例対象施設」という。）に入所又は入居（以下この項において「入所等」という。）を変更したと認められる被保険者（第三号に掲げる施設に入所することにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者）においては、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定による入所登録がとられた者に限る。以下この項において「住所地特例対象被保険者」という。）であつて、当該住所地特例対象施設に入所等をした他の市町村（当該住所地特例対象施設が所在する市町村をいいう。）の区域内に住所を有していなかったと認められるものは、第九条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とする。ただし、二以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしている住所地特例対象被保険者であ

る者であつて、現に入所等をしている住所地特例対象施設（以下この項及び次項において「現入所施設」という。）に入所等をする直前に入所等をしていた住所地特例対象施設（以下この項において「前入所施設」という。）及び現入所施設のそれぞれに入所等することにより直前入所施設及び現入所施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定構造入所被保険者」という。）については、この限りでない。

一 （略）
二 特定施設
三 （略）

3 2 （略）

住所地特例対象被保険者が入所等をしている住所地特例対象施設に開く法律（平成十三年法律第十八号）第五条第一項の施設を受けた被保険者向けの賃貸住宅であるもの（特定施設入居者生活介護の事業を行つ事業所に係る第四十一条第一項本文の指定を受けているものに限る。）を除く。

〔不正利得の徴収等〕

第二十二条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者がいるときは、市町村は、その者からその給付の額の全部又は一部を徴収する。

部を領取することができるほか、当該負担の他不正の行為による
受けた保険給付が第五十一条の二第三項の規定による特定期
所者介護サービス費の支給 第五十一条の四第一項の規定による
特定期所者介護サービス費の支給 第六十一条の二第二項の
規定による特定期所者介護サービス費の支給又は第六十一条
の四第一項の規定による特定期所者介護サービス費の支
給であるときは、市町村は厚生労働大臣の定める基準により、
その者が正当に負担されし他の不正の行為により支給を受けた額の
百分の一百に相当する額以下の金額を領取することができる。

2・3 (略)

(指定市町村事務受託法人)

第二十四条の二 (略)

2・4 (略)

5 市町村は、第一項の規定により同項第一号又は第三号に掲げる
事務を委託したときは、厚生労働省令で定めるところによれども、そ
の旨を公示しなければならない。

6 (略)

2・3 (略)

(要支拂認定)

第二十一条の二 (略)

4 認定審査会は、被取扱いにより審査及び判定を求められたと
きは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係
る被保険者について、同項各号に規定する事項に關し審査及び判
定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。この場合に
おいて、認定審査会は、必要があると認めるときは、次に掲げる
事項について、市町村に意見を述べることをできる。

5 (略)

2・3 (略)

(要支拂認定)

第二十一条の二 (略)

2・3 (略)

1 第五十三条第一項に規定する特定期所介護サービス料(以下
第五十四条の二第一項に規定する特定期所介護型介護サービス料)又は
ヒスメイ特定期所介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効
な利用等に關し当該被保険者が留意すべき事項

5 (略)

(地域密着型介護サービス費の支給)

第四十二条の一 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村(住所
地特例適用被保険者であつて要介護被保険者(以下「住所地特例適
用要介護被保険者」という。)に係る特定期所介護サービスに
あつては、施設所在市町村を含む。)の長が指定する者(以下「
指定地場密着型サービス事業者」という。)から当該指定に係る
地場密着型サービス事業を行なう事業所により行われる地場密着型
サービス(以下「指定地場密着型サービス」といふ。)を受けた
ときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地場密着型サービス
に要した費用(認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介
護、認知症対応型共同生活介護、地場密着型密着型施設入居者生活
介護及び地場密着型介護者人福祉施設入居者生活介護に要した費
用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その
他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除
く。以下の者はおらず同じ。)について、地場密着型介護サービ
ス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条
第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に
係る種類以外の地場密着型サービスを受けたときは、この限りで
ない。

2・3 (略)

4 市町村は、第一項各号の規定にかかわらず、地場密着型サービ
ス

部を領取することができる。

2・3 (略)

(指定市町村事務受託法人)

第二十一条の二 (略)

2・3 (略)

(要支拂認定)

第二十一条の二 (略)

2・3 (略)

4 認定審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたと
きは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係
る被保険者について、同項各号に規定する事項に關し審査及び判
定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。この場合に
おいて、認定審査会は、必要があると認めるときは、次に掲げる
事項について、市町村に意見を述べることができる。

5 (略)

2・3 (略)

(要支拂認定)

第二十一条の二 (略)

2・3 (略)

1 第五十三条第一項に規定する特定期所介護サービス料(以下
第五十四条の二第一項に規定する特定期所介護型介護サービス料)又は
ヒスメイ特定期所介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効
な利用等に關し当該被保険者が留意すべき事項

5 (略)

(地域密着型介護サービス費の支給)

第四十二条の一 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村の長が
指定する者(以下「指定地場密着型サービス事業者」といふ。)から当該指定に係る地場密着型サービス事業を行なう事業所により
行われる地場密着型サービス(以下「指定地場密着型サービス」とい
う。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該要介護被保
険者に要した費用(認知症対応型通所介護、小規
模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地場密着型
特定期入居者生活介護及び地場密着型介護老人福祉施設入居者
生活介護に要した費用について、金事の提供に要する費用、居
住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省
令で定める費用を除く。以下の者はおらず同じ。)について、
地場密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保
険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合に
おいて、当該指定に係る種類以外の地場密着型サービスを受けた
ときは、この限りでない。

2・3 (略)

4 市町村は、第一項各号の規定にかかわらず、地場密着型サービ
ス

八の種類その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した額を限度として、同項各号に定める地域密着型介護サービス費の額に代えて、当該市町村（施設所在市町村の長が第一項本文の規定をした指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けた住所地）特例適用要介護被保険者に係る地域密着型介護サービス費（特定地域密着型サービスに係るものに限る。）の額にあつては、施設所在市町村が定める額を、当該市町村における地域密着型介護サービス費の額とすることができる。

5-7 (略)

6 市町村は、指定地域密着型サービス事業者から地域密着型介護サービス費の請求があつたときは、第一項各号の厚生労働大臣が定める基準又は第四項の規定により市町村（施設所在市町村の長が第一項本文の規定をした指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けた住所地）特例適用要介護被保険者に係る地域密着型介護サービス費（特定地域密着型サービスに係るものに限る。）の請求にあつては、施設所在市町村（施設所在市町村の長が第一項本文の規定をした指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けた住所地）特例適用要介護被保険者に係る地域密着型介護サービス費（特定地域密着型サービスに係るものに限る。）の請求にあつては、施設所在市町村（施設所在市町村の長が第一項本文の規定をした指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けた住所地）特例適用要介護被保険者に係る地域密着型介護サービス費（特定地域密着型サービスに係るものに限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

9-10 (略)

(特例地域密着型介護サービス費の支給)

5-7 (略)

8 市町村は、指定地域密着型サービス事業者から地域密着型介護サービス費の請求があつたときは、第二項をもの厚生労働大臣が定める基準又は第四項の規定により市町村が定める額及び第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に關する基準（指定地域密着型サービスの取扱いに關する部分を除く。）に照らして審査した上、支払うものとする。

9-10 (略)

(特例地域密着型介護サービス費の支給)

5-7 (略)

3 特例地域密着型介護サービス費の額は、当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスについて前条第一項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特需施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額又は同条第四項の規定により市町村（施設所在市町村の長が同条第一項本文の規定をした指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けた住所地）特例適用要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める者に係る特例地域密着型介護サービス費（特定地域密着型サービスに係るものに限る。）の額にあつては、施設所在市町村が定めた額を基準として、市町村が定める。

3-4 (略)

5-7 (略)

2 特例地域密着型介護サービス費の額は、当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスについて前条第一項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特需施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額又は同条第四項の規定により市町村（施設所在市町村の長が同条第一項本文の規定をした指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けた住所地）特例適用要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める者に係る特例地域密着型介護サービス費（特定地域密着型サービスに係るものに限る。）の額にあつては、施設所在市町村が定めた額を基準として、市町村が定める。

3-4 (略)

スの様様その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した額を限度として、同項各号に定める地域密着型介護サービス費の額に代えて、当該市町村が定める額を、当該市町村における地域密着型介護サービス費の額とすることができる。

新規

1 (一) 以上の所得を有する第一号被保険者に係る住宅介護サービ
ス等の額

第四十九条の二 第一号被保険者であつて政令で定めるところによ
り算定した所得の額が政令で定める額以上である要介護被保険者
が受けける次の各号に掲げる料金給付について当該各号に定める規
定を適用する場合においては、これらの算定に「百分の九十」と
あるのが、「百分の八十」とする。

3-4 (略)

十 居宅介護サービス費の支給 第四十一一条第四項第一号及び第二号並びに第四十二条第一項、第四項及び第六項

十一 特例居宅介護サービス費の支給 第四十二条第三項並びに第四十三条第一項、第四項及び第六項

十二 地域密着型介護サービス費の支給 第四十一一条の二第二項各号並びに第四十二条第一項、第四項及び第六項

十三 地域密着型介護サービス費の支給 第四十一一条の二第二項各号並びに第四十二条第一項、第四項及び第六項

十四 地域密着型介護サービス費の支給 第四十一一条の二第二項各号並びに第四十二条第一項、第四項及び第六項

十五 施設介護サービス費の支給 第四十八条第二項

十六 特例施設介護サービス費の支給 前条第二項

十七 居宅介護用具購入費の支給 第四十四条第三項、第四項及び第七項

十八 居宅介護住宅改修費の支給 第四十五条第三項、第四項及び第七項

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第五十条、市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス（これに相当するサービスを含む。次項に付いて同じ。）・地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。同項において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者が受けた前条各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条の規定により施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者が受けた前条各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の九十九」とあるのは、「百分の九十」とある場合は、「百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とおいて市町村が定めた割合とする。

(削除)

- 〔削除〕
〔削除〕
〔削除〕
〔削除〕
〔削除〕
〔削除〕
〔削除〕
〔削除〕

2

(削除)

第五十一条の三 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス（これに相当するサービスを含む。次項に付いて同じ。）・地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。同項において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者が受けた前条各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条の規定により施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者が受けた前条各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の九十九」とあるのは、「百分の九十」とある場合は、「百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とおいて市町村が定めた割合とする。

(特定入所者介護サービス費の支給)

第五十二条の三 市町村は、要介護被保険者のうち所持及び賃貸の状況その他の事情をしん歎して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる施設介護サービス等、指定地域密着型サービス又は指定
居宅サービス（以下この条及び次条第一項において「特定介護サービス」といふ。）を受けたときは、当該要介護被保険者（以下この条及

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第五十九条、市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）・地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護被保険者が受けた次の各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「百分の九十を超える百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

(居宅介護サービス費の支給 第四十一一条第四項第一号及び第二号並びに第四十二条第一項、第四項及び第六項)

- 二 施設居宅介護サービス費の支給 第四十一一条第四項第一号及び第二号並びに第四十二条第一項、第四項及び第六項
- 三 地域密着型介護サービス費の支給 第四十二条第一項各号並びに第四十二条第一項、第四項及び第六項
- 四 特例地域密着型介護サービス費の支給 第四十二条第一項各号並びに第四十二条第一項、第四項及び第六項
- 五 施設介護サービス費の支給 第四十八条第二項
- 六 特例施設介護サービス費の支給 前条第二項
- 七 居宅介護用具購入費の支給 第四十四条第三項、第四項及び第七項
- 八 居宅介護住宅改修費の支給 第四十五条第三項、第四項及び第七項

(新規)

(特定入所者介護サービス費の支給)

第五十二条の三 市町村は、要介護被保険者のうち所持及び賃貸の状況その他の事情をしん歎して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる施設介護サービス等、指定地域密着型サービス又は指定居宅サービス（以下この条及び次条第一項において「特定介護サービス」といふ。）を受けたときは、当該要介護被保険者（以下この条及

」の条及び次条第一項において「特定入所者」という。)に対し、当該特定期定入所者が、当該特定期定入所者に対する介護保険施設、指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅サービス事業者(以下この条において「特定介護保険施設等」という。)における食事の提供に要した費用及び居住又は滞在(以下「居住等」という。)に要した費用について、特定期定入所者に係る種類以外の特定介護サービスを支給する。ただし、当該特定期定入所者が、第三十九条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護サービスを受けたときは、この限りでない。

二一五 (略)

二一九 (略)

(介護予防サービス費の支給)

第五十二条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの(以下「居宅要支援被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定介護予防サービス事業者」という。)から当該指定に係る介護予防サービス事業を行なう事業所により行われる介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス」という。)を受けたとき(当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となつているときその他の厚生労働省令で定めるとき)に限る。)は、当該居宅要支援被保険者に対する当該指定介護予防サービスに要した費用(特定期定入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護及び介護予防短期入居生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、

び次条第一項において「特定入所者」という。)に対し、当該特定期定介護サービスを行なう介護保険施設、指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅サービス事業者(以下この条において「特定介護保険施設等」という。)における食事の提供に要した費用及び居住又は滞在(以下「居住等」という。)に要した費用について、特定期定入所者に係る種類以外の特定介護サービスを受けたとき、当該指定に係る種類以外の特定介護サービスを受けたときは、この限りでない。

二一五 (略)

二一九 (略)

(介護予防サービス費の支給)

第五十三条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの(以下「居宅要支援被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定介護予防サービス事業者」という。)から当該指定に係る介護予防サービス事業を行なう事業所により行われる介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス」という。)を受けたとき(当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあるかじめ市町村に届け出している場合であつて、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となつているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。)は、当該居宅要支援被保険者に対する当該指定介護予防サービスに要した費用(特定期定入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護及び介護予防短期入居生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、

提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、介護予防サービス費を支給する。ただし、当該特定期定入所者が、第三十七条规定の規定による指定を受けたときは、この限りでない。

2 介護予防サービス費の額は、次の各号に掲げる介護予防サービ

スの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リ

ハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所

リハビリテーション及び介護予防福祉用具貸与これらとの介護

予防サービスの種類)にて、当該介護予防サービスの種類に依

る指定介護予防サービスの内容、当該指定介護予防サービスの

事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該

指定介護予防サービスに要する平均的な費用(介護予防通所リ

ハビリテーションに要する費用については、食事の提供に要す

る費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働大臣が定

める費用を除く。)の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準

により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防サー

ビスに要した費用の額とする。)の百分の九十に相当する

額

滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働大臣で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条规定の規定による指定を受けたときは、この限りでない。

2 介護予防サービス費の額は、次の各号に掲げる介護予防サービ

スの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防福祉用具貸与これらとの介護予防サービスの種類)にて、当該介護予防サービスの内容、当該指定介護予防サービスの

事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定介護予防サービスに要する平均的な費用(介護予防通所リハビリテーションに要する費用については、食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額とする。)の百分の九十に相当する

額

二 (略)

三一八 (略)

(特例介護予防サービス費の支給)

第五十四条 (略)

(特例介護予防サービス費の支給)

第五十五条 (略)

3-2 (略)

3 特別介護予防サービス費の額は、当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて前条第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスへに要した費用（特定期定介護予防用具の購入に要した費用を除き、介護予防用具リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、施設に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定める。

4-5 (略)

(地域密着型介護予防サービス費の支給)

第五十一条の二 市町村は、住宅要支援被保険者が、当該市町村の住所地特別適用被保険者である居宅型支援被保険者（以下「住所地特別適用居宅型支援被保険者」という。）（以下「保定期定地域密着型介護予防サービス」）においては、施設所在市町村を含む）、其が指定する者（以下「指定定期定地域密着型介護予防サービス事業者」という。）から当該指定定期定地域密着型介護予防サービス事業を行つた事業所により行われる地域密着型介護予防サービス（以下「指定定期定地域密着型介護予防サービス」という。）を受けたときは、当該居宅型支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出している場合であつて、当該指定定期定地域密着型介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

2-3 (略)

4 市町村は、第二項各号の規定にかかるらず、地域密着型介護予防サービスの種類その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した額を限度として、同項各号に定める地域密着型介護予防サービス費の額に代えて、当該市町村（施設所在市町村の長が第一項本文の規定をした指定定期定地域密着型介護予防サービス事業者から指定定期定地域密着型介護予防サービスを受けた場合特例満足居宅型支援被保険者に係る地域密着型介護予防サービス費（特定期定地域密着型介護予防サービスに係るものに限る。）の額を）にあつては、施設所在市町村（施設所在市町村）が定める額を、当該市町村における地域密着型介護予防サービス費（特定期定地域密着型介護予防サービスに係るものに限る。）

5-2 (略)

5 市町村は、指定定期定地域密着型介護予防サービス事業者から地域密着型介護予防サービス費の請求があつたときは、第二項各号の厚生労働大臣が定める基準又は第四項の規定により市町村（施設所在市町村の長が第一項本文の規定をした指定定期定地域密着型介護予防サービス事業者から指定定期定地域密着型介護予防サービス費を受けていた住所地主に相当する額を）にあつては、施設所在市町村（施設所在市町村）が定める額を、当該市町村における地域密着型介護予防サービス費（特定期定地域密着型介護予防サービスに係るものに限る。）

3-2 (略)

3 特別介護予防サービス費の額は、当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて前条第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（特定期定地域密着型介護予防用具の購入に要した費用を除き、介護予防用具リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、施設に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定める。

4-5 (略)

(地域密着型介護予防サービス費の支給)

第五十四条の二 市町村は、住宅要支援被保険者が、当該市町村の長が指定する者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者」という。）から当該指定する者（厚生労働省令で定めるところによる事業所により行われる地域密着型介護予防サービス（以下「指定定期定地域密着型介護予防サービス」という。）を受けたときは、当該居宅型支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出している場合であつて、当該指定定期定地域密着型介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となるときには、当該現に介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定める。

3-2 (略)

3 特別介護予防サービス費の額は、当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて前条第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防用具の購入に要した費用を除き、介護予防用具リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、施設に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定める。

3-2 (略)

3 特別介護予防サービス費の額は、当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて前条第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防用具の購入に要した費用を除き、介護予防用具リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、施設に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額を基準として、市町村が定める。

の請求にあつては、施設所在市町村(以下「市町村」といふ)が定める額並びに第百十五条の十四第一項又は第五項の規定により市町村(施設所在市町村

感極いに陥るが、彼の心を限る。(この間もして無事した上、支払うものとする。

（第三回）

事業者から「指定地域警備型介護予防サービスを受けた住所地特例適用居宅支援機関業者に係る地域警備型介護予防サービス」（以下「特定地域警備型介護予防サービスに係るもの」と限る。）の講習会においては、施設所在町村が定める指定地域警備型介護予防サービスに係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準及び指定地域警備型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定地域警備型介護予防サービスの取扱いに関する部分に根る。）に照らして審査した上、支給うものとする。

（特例地域密着型介護予防サービス費の支拂）
第十五条の三（略）
2. 特例地域密着型介護予防サービス費の額は、当該地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスについて前条第一項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が児に当該地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要じた費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超過するときは、当該児に地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額又は同条第四項の規定により市町村（施設所在市町村の長が同条第一項本文の指定をした指定地域密着型介護予防サービス事業者と指定地域密着型介護予防サービスを受けた住所地特例適用居宅要素支援保険料その他の厚生労働省令で定める者に係る特例地域密着型介護予防サービス費（特定地域密着型介護予防

各号の产生効率大臣

(賃料地盤整着区分接予防サービス費の支給)
第五十四条の三（略）

卷之三

〔略〕
が定めた綱を基礎として、市町村が定める。

(分強子防サミズ又計画費の支給)

第五十八条 **高齢者**、居宅を支援保険者が、当該市町村（住所地等の適用居宅を支援保険者に係る介護下防支援にあっては、施設所在市町村）の長が指定する者（以下「指定介護予防支援事業者」という。）から当該指定に係る介護予防支援事業を行ら事業所により行われる介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）を受けたときは、当該居宅を支援保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。

502 N

「一定以上乃所帶金物才為常」男成保實在之後乃價甚乎。故少用之。

文部省の教科書

の規定を所與の範が適合して定める額以上で、必ず支拂はる。

卷之三

る規定を適用する場合においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の八十」とする。
一 介護予防サービス費の支給 第五十三条第二項第一号及び第二号並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項
二 特別介護予防サービス費の支給 第五十四条第三項並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項

別冊世界の外敵と防衛 1 ヒンダの支那 第五回 第二

項第一号及び第二号並びに第五十五条第一項、第四項及び第六

四 特別地域密着型介護予防サービス費の支給 第五十四条の三
第二項並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項

五 介護予防住宅改修費の支給 第五十六条第三項、第四項
及び第七項

六 介護予防住宅改修費の支給 第五十七条第三項、第四項及
第七項

(介護予防サービス費等の額の特例)

第六十条 市町村が、災害その他の原因で労働省令で定める特別の事
情があることにより、介護予防サービス（これに相当するサービス
を含む。次項において同じ。）・地域密着型介護予防サービス（
これに相当するサービスを含む。同項において同じ。）・又は住
宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要
支援被保険者が受けける前条各号に掲げる子防給付について当該各
号に定める規定を適用する場合（同条の規定により読み替えて適
用する場合を除く。）においては、これらの規定中「百分の九十
」であるのは、「百分の九十を超える分の百以下の範囲内におい
て市町村が定めた割合」とする。

(削除)

(特定入所者介護予防サービス費の支給)

第六十一条の三 市町村は、居宅要支援被保険者のうち所得及び資
産の状況その他の事情をしん査して厚生労働省令で定めるものがあ
る」とにより、介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス

又は住宅改修に必要な費用を負担する」とが困難であると認めた
居宅要支援被保険者が受けける請求各号に掲げる子防給付について
当該各号に定める規定を適用する場合（同条の規定により読み替
えて適用する場合を除く。）においては、同条の規定により読み
替えて適用するこれらの規定中「百分の八十」とあるのは、「百
分の八十を超える分の百以下の範囲内において市町村が定めた割
合」とする。

(特定入所者介護予防サービス費の支給)

第六十一条の三 市町村は、居宅要支援被保険者のうち所得及び資
産の状況その他の事情をしん査して厚生労働省令で定めるものがあ
る」とにより、介護予防サービス（以下この条及び次条第一項
において「特定介護予防サービス」という。）を受けたときは、当該居宅
要支援被保険者（以下この条及び次条第一項において「特
定入所者」という。）に対し、当該特定介護予防サービスを行
う指定介護予防サービス事業者（以下この条において「特定介護
予防サービス事業者」という。）における食事の提供を要した費
用及び滞在に要した費用について、特定入所者介護予防サービス
費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第三十七条第一項の
規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類
以外の特定介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(介護予防サービス費等の額の特例)

第六十条 市町村が、災害その他の原因で労働省令で定める特別の事
情があることにより、介護予防サービス（これに相当するサービ
スを含む。）・地域密着型介護予防サービス（これに相当するサ
ービスを含む。）・又は住宅改修に必要な費用を負担する」とが困
難であると認めた居宅要支援被保険者が受けける次の各号に掲げる
子防給付について当該各号に定める規定を適用する場合において
は、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の九十を
超える分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

一 介護予防サービス費の支給 第五十三条第三項第一項第一号及び第
二号並びに第五十五条第一項、第四項及び第六項
二 特別介護予防サービス費の支給 第五十四条第三項並びに第
五十五条第一項、第四项及び第六项
三 地域密着型介護予防サービス費の支給 第五十四条の二第一
項第一号及び第二号並びに第五十五条第一項、第四項及び第六
项
四 特別地域密着型介護予防サービス費の支給 第五十四条の二
第一項並びに第五十五条第一項、第四項及び第六项

五 介護予防住宅改修費の支給 第五十六条第三項、第四項及
び第七項
六 介護予防住宅改修費の支給 第五十七条第三項、第四項及
び第七項

(新設)

(医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険料の一時差止)

脚注の一時差止

第六十八条

234

5 市町村は、要介
護し必要なものと

市町村は、要介護被保険者等に「いつの保険給付終了の記載に
關し必要があると認めるときは、当該要介護被保険者等の加入する
医療保険者（当該要介護被保険者等が全国健康保険協会の管轄
する健康保険の被保険者（健康保険法第三条第四項に規定する任
意組合被保険者を除く。）若しくはその被扶養者又は船員保険の
被保険者（船員保険法第二条第一項に規定する美濃佐野組合被保
険者を除く。）若しくはその被扶養者である場合には、厚生労働省令
大正。以下この条において同じ。）に対して、当該要介護被保険者等
に係る医療保険各法の規定により徴収される保険料（地方税法
の規定により徴収される国民健康保険料を含む。）又は掛金の
付状況その他の厚生労働省令で定める事項について、厚生労働省令
で定めるところにより、当該要介護被保険者等の加入する医療保
険者に対し、情報の提供を求めることができる。

八十九條

六十九條

(続)
第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該元数を受けた日の満する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス（「これに相当するサービスを含む。次項及び第五項において同じ。」）、地域密着型サービス（「これに相当するサービスを含む。次項及び

第六十九条（略）
第二項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス

二四首

）・施設ナース、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）並びに行つた住宅改修に係る次の各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合においては、「これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の七十」とする。

(新)

4 第一項の規定による

者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス、地域施設型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護サービス並びに行なった住宅改修に係る請求を号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（第二十九条の二又は第五十九条の二の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、第四十九条の二又は第五十九条の二の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「百分の八十」とあるのは、「百分の七十五」とする。

四

外語文摘要の新編

40

[外國大綱教科書の教務]

第六十九条の三十四 介護予防専門者は、その相当する専門知識等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立ちて、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域活性化サービス、施設サービス、介護予防サービス又は施設活性化予防サービスが特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ適実にその業務を行わなければならない。

40

[外國大綱教科書の教務]

第六十九条の三十四 介護予防専門者は、その相当する専門知識等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立ちて、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域活性化サービス、施設サービス、介護予防サービス又は施設活性化予防サービスが特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ適実にその業務を行わなければならない。

実にその義務を行わなければならない。

2 (略)

3 介護支援専門員は、要介護者等が自立した日常生活を維持するに必要な援助に関する専門的知識及び技術の水準を向上させ、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

3 (報告事)

第六十九条の三十九 (略)

2 郡道府県知事は、その登録を受けていた介護支援専門員又は当

該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が第六十九条の三十四第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、当該介護支援専門員に対し、必要な指示をして、又は当該都道府県知事の指定する研究を受けるよう命ずることができる。

3 (報告事)

第六十九条の三十九 (略)

2 郡道府県知事は、その登録を受けていた介護支援専門員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録を消除することができる。

一 第六十九条の三十四第一項若しくは第二項又は第六十九条の三十五から第六十九条の三十七までの規定に違反した場合

二 (略)

3 (略)

(登録の消滅)

第六十九条の三十九 (略)

2 郡道府県知事は、その登録を受けていた介護支援専門員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録を消除することができる。

一 第六十九条の三十四第一項若しくは第二項又は第六十九条の三十五から第六十九条の三十七までの規定に違反した場合

二 (略)

3 (略)

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第六十九条の三十九 (略)

2 郡道府県知事は、その登録を受けていた介護支援専門員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録を消除することができる。

一 第六十九条の三十四から第六十九条の三十七までの規定に違反した場合

二 (略)

3 (略)

(登録の消滅)

第六十九条の三十九 (略)

2 郡道府県知事は、その登録を受けていた介護支援専門員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録を消除することができる。

一 第六十九条の三十四から第六十九条の三十七までの規定に違反した場合

二 (略)

3 (略)

第七十八条の十四 前項第一項の規定により行われる第四十二条の第一項本文の指定（以下「公募指定」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 (略)

5 (略)

第七十八条の十四 前項第一項の規定により行われる第四十二条の第一項本文の指定（以下「公募指定」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 (略)

7 (略)

第八条の十四 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行おうとするとき又は前項第四号の規定により同条第一項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

18 (略)

19 (略)

20 (略)

21 (略)

22 (略)

23 (略)

24 (略)

25 (略)

26 (略)

27 (略)

28 (略)

「特定地域密着型介護予防サービスに係る公募指定にあつては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例地域に入所等をしてくる住所地特例適用被保険者を含む。」に対する地域密着型介護サービス及び特例地域密着型介護サービスの支給について、その効力を有する。

2・3 (略)

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

第百五十三条の十二 第五十四条の二第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型介護予防サービス事業を行なう者の申請により、地域密着型介護予防サービスの種類及び当該地域密着型介護予防サービスの種類に係る地域密着型介護予防サービス事業を行なう事業所（以下この節において「事業所」といいう。）ことを行い、当該指定をする市町村長がその員である市町村が行なう介護保険の被保険者（特定地域密着型介護予防サービスに係る指定においては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居住者を指す者を含む。）に対する地域密着型介護予防サービス費及び特例地

域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する

2・4 (略)

(指定介護予防支援事業者の指定)

第百五十三条の二十一 第五十八条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第五十四条の二第一項本文の指定を行なうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行なう介護保険の被保険者その他との關係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

6・7 (略)

に対する地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

2・3 (略)

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

第百五十三条の十二 第五十四条の二第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型介護予防サービス事業を行なう者の申請により、地域密着型介護予防サービスの種類及び当該地域密着型介護予防サービスの種類に係る地域密着型介護予防サービス事業を行なう事業所（以下この節において「事業所」といいう。）ことを行い、当該指定をする市町村長がその員である市町村の行なう介護保険の被保険者に対する地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。

2・4 (略)

(指定介護予防支援事業者の指定)

第百五十三条の二十一 第五十八条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第五十四条の二第一項本文の指定を行なうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行なう介護保険の被保険者その他との關係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならぬ。

6・7 (略)

第五十五条の二十一 第五十八条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第五十四条の二第一項本文の指定を行なうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行なう介護保険の被保険者その他の關係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

2・4 (略)

第五十五条の四十五 市町村は、被保険者（当該市町村が行なう介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所存する住所地特例適用被保険者を除いて）の介護保険の被保険者を含む。第三項第三号及び第五十五条の四十九を除き、以下の章において同じ。）の要介護状態となることの予防又は

要介護状態の軽減化の防止及び地域における自立に対する介護予防サービス計画の支援について、その効力を有する。

2・4 (略)

(地域支援事業)

第一百五十三条の四十五 市町村は、被保険者（当該市町村が行なう介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所存する住所地特例適用被保険者を除いて）の介護保険の被保険者を含む。第三項第三号及び第五十五条の四十九を除き、以下の章において同じ。）の要介護状態となることの予防又は要介護状態の軽減化の防止及び地域における自立に対する介護予防サービス計画の支援について、その効力を有する。

2・4 (略)

(地域支援事業)

第一百五十三条の四十五 市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するところとし、要介護状態等となつた場合にねらむ可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）を行なうものとする。

（1）居宅支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）に対して、次に掲げる事業を行う事業（以下「第一号事業」という。）。

（2）通院要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該市町村の公募指定や扶助金等の支給等を定める基

身の状況、その機能に与える影響その他の状況に応じて、その必要性（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。）

（3）被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その機能に与える影響その他の状況に応じて、その必要性（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。）

の支援を行う事業（以下「この項」に記載する「訪問事業」と「巡回」）。

居宅等の被保険者等の分担を既存目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準を從

「…学生登録を手て見る時間にむだり日常生活上の支援又は後部訓練を行う事業（以下この項において「第一母迺所事業」という。）

業者もしくは地域密着型の防災・減災事業又は第一回訪問があると認められる住宅を支援候業者等の施設における自立した日常生活の支援として厚生労働省令で定めるものを行なうことをいう。

「此の件は、本院の監査官が、『特定危険下防支援又は弱勢介護子
幼童に対する公費に係る介護子助支援を受けている者を除く
』との記載を削除したことと、厚生労働省令で定める基準に
従いつつ、その心身の状況、その置かれている環境、その他の状
況に応じて、その地域に適り、兼て、其の結果を基づいて、今後
所事業又は扶第一号令活用事業等と他の適切な事業が包括的
かつ効率的に実施されるよう、適切な監督を行なう事若しくは
第一号令監督認可接種事業（ルーラー）。

被保険者（第一と被保険者は揃ふ）の要介護状態となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止のため

レーベン事業並びに第一号防護事業及び第二号防護事業を除く。

新編類聚金言 卷之三

か型の社会保険の運営などを子孫に託すとともに、要介護状態等となつた場合における可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、被扶養者支援事業として、次に掲げる事業を「やめら」と呼ぶ。

一、被扶養者の心身の支援：その家庭における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉等の制度の関連施策に関する総合的な情報の提供、職業訓練との連絡調整等の施設の被扶養者の保護面の向上及び生活の改善を図るため

の総合的な支援を行な事業
二　被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業
　その他の被保険者の施設施設のため必要な援助を行う事業
三　保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保
　成者の住宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心
　身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に
　關する定期的な協議その他の被組を通じて、当該被保険者が地域
　において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ
　継続的な支援を行う事業
　若年児期から高齢期までの段階を踏んで各層に、上級

五、被保険者の場所における独立した日常生活の支援及び要介護者に対する看護的支援を提供する医療機関その他の関係者が実施を推進するものとして厚生労働省令で定める事業（前号に掲げる事業を除く。）

六
被保険者となることの予防又は要介護状態等の悪化者へは強化の防止に係る体制の整備その他の「これらを保護する事務」

問題解決策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連携調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るために総合的な支援を行う事務

被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業
その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業

保険医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その内容の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な点検から得た結果を用いて、自立支援

に於いて既立した日常生活を復むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業

卷之三

被保険者の要介護状態等となることの予防又は要支

松蔭の種滅者しくは悪化の防止及び地域における自立した日本社会の支援のための施設を総合的かつ一体的に行うため、终生労働で定める基準に従つて、地域支援事業として、次に掲げる事を行つたとができる。この場合においては、市町村は、次に掲げる事業の全て(たゞ一括して行わなければならぬ)、専門費支拂被保険者に対して、介護予防サービス又は地域整備費介護予防サービスのうち市町村が定めるもの(指定期間)

（以下この旨において「指定区域介護予防サービス」）に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス若しくは特例介護予防サービスに係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス等を受けていた者を除く）の被保険者（第一号被保険者及び要支援者である第二号被保険者）が受けた自立した日常生活の支援のための事業であつて、前項第一号に掲げる事業及び前号に掲げる事業と一体的に行われる場合に結果があると認められるものとして、生年労働省令で定めるもの。

居宅主要支援被保険者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス又は区域に係る介護予防支援を受けていた者を除く）の介護状態となることの予防又は更に弱化風の改善を

の止めのため、その心身の状況、その置かれて居る環境、その状況に応じて、その強度に基づき、前二号に掲げる事項を他の適切な事が概括的かつ効率的に提供されるよう必要な助言を行なう应当。

3 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業及び前項各号に掲げる事業のほか、原生労働者等で定めるところにより、地域支援事業として、次に掲げる事業を行つて得られる。

1-1-1 (略)

1) その他の介護保険事業の運営の安定化及び被保険者（当該市町村の区域内に所在する性質地特例対象施設）入所者をして、在所期間内被保険者を含む、）の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

4 地域支援事業は、当該市町村における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営の状況、七十五歳以上の被保険者の数その他の状況を勘案して政令で定める額の範囲内で行うものとする。

5 (略)

6 (削除)
6 (新設)
6 (新設)

3 市町村は、第一項各号及び前項各号に掲げる事業のほか、地域支援事業として、次に掲げる事業を行つて得られる。

1-1-1 (略)

1) その他の介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

4 地域支援事業は、当該市町村における介護予防に關する事業の実施状況、介護保険の運営の状況その他の状況を勘案して政令で定める額の範囲内で行うものとする。

5 (略)

6 (新設)
6 (新設)
6 (新設)

第百五条の四十五の二 市町村が第一号事業（第一号介護予防支援事業）においては、原生労働者等被保険者に係るものとし得るため必要な措置を公表するものとする。
2 市町村は、定期的に、介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況を評議會分析及び評議會を行うよう努めるとともに、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

村の同意を得て、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保険者を受けた事業の一部を、効率を目的とする法人であつて厚生労働省令で定める要件に該当するものに變更することができる。

(原税と他の公課の競合)

第四百一十五条の四十五の四 税税その他の公課は、第一号事業支給料とともに支給を受けた金額を標準として課することができない。

(指定事業者の選定)

第四百一十五条の四十五の五 第百一十五条の四十の三第一項の規定

第四百一十五条の四十五の七第一項を除め、以下にのじて「指定事業者の指定」という。)五、厚生労働省令で定めるところにより、第一号事業を行つた者の申請により、当該事業の被保険及び当該事業の被保険者に係る当該第一号事業を行う事業所とに行う。

2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、申請者が「厚生労働省令で定める基準に従つて適正に第一号事業を行うことができる」と認められたときは、指定事業者の指定をしてはならない。

(新設)
(新設)

(指定の更新)

第一百一十五条の四十五の六 指定事業者の指定が厚生労働省令で定める期間ごとにその更新を行ななければ、その期間の經過により、その効力を失う。

2 指定の更新の申請があつた場合において、同項の規定(以下「この条」)及び「有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないとときは、當初の指定事業者の指定は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

- 3 前項の場合において、指定事業者の指定の更新がされたときにおける期間ごとにその更新を行ななければ、その期間の経過により、その効力を失う。
- 4 前条の規定は、指定事業者の指定の更新について適用する。

(報告)

第一百一十五条の四十五の八 市町村長は、第一号事業支給費の支給に関する必要があるに認めたときには、指定事業者持つて当該被保険者である者持つて当該第四百一十五条の四十の三第一項の規定による市町村長の指定の被保険者であった者(以下「当該事業者」)とし、報告書しては保育事業の運営並びに被保険者に対する指定事業者である者等に對し出席を命ぜ、又は当該被保険者に、要請がなして質問させ、若しくは当該指定事業者の当該規定に係る事実を、事務所その他該指定期間者が行つた事業に關係のある場所に立ち入り、その設備並じて、被保育者その他の物件を検査せることができる。

2 第一百一十四条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による質問又は検査について適用する。

(報告書)

第一百一十五条の四十五の八 市町村長は、指定事業者が、第一百一十五条の四十五の八第一項から第五項まで又は第四百一十五条の五十第一項の規定で定めた基準に従つて第一号事業を行つてこなさざるにあつて、当該指定事業者に対し、期限を定めて、前項の厚生労働省令ではある基準に従つて第一号事業を行つてこなさざるにことができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者が同項の規則内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができない。

3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた指定事業者が、正当な理由がなくしてその顧客に保る措置をとらなかったときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、その新舊に係る指掌をとするべきことを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならぬ。

(既存事業者の指定の取消等)

第一百一十五条の四十五の九 市町村長は、次の各項のいずれかに該当する場合においては、当該指定事業者に係る指定事業者の指定を取り消し、又は期限を定めて当該事業者の指定の取消しについて一部の効力を停止することができる。

一 指定事業者が、第一百五条の四十五の七第一項第一号イからニまで又は第一百五条の四十五の五第一項の厚生労働省令で定める基準に従つて第一号事業を行つたことがなくなつたとき。

二 指定事業者が、第一百五条の四十五の七第一項の規定により報告又は賃貸料類の提出若しくは施設を届せられてこれに従わず、又は詐偽の虚偽をしたとき。

三 指定事業者は当該指定事業者の指定に係る事業所の経営者が、第一百五条の四十五の七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定事業者の指定に係る事業所の経営者がその行為をした場合において、その行

(新設)

第一百一十五条の四十五の十 市町村は、第一百五条の四十五第二項第一項各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、この法律その他国政の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支授事業又は店舗サービスに關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

五 指定事業者が、不正の手段により指定事業者の指定を受けたとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、この法律その他国政の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支授事業又は店舗サービスに關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支授事業又は店舗サービスに關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支授事業又は店舗サービスに關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支授事業又は店舗サービスに關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支授事業又は店舗サービスに關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十二 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支授事業又は店舗サービスに關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十三 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支授事業又は店舗サービスに關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十四 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支授事業又は店舗サービスに關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十五 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支授事業又は店舗サービスに關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十六 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支授事業又は店舗サービスに關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十七 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支授事業又は店舗サービスに關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十八 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支授事業又は店舗サービスに關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十九 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支授事業又は店舗サービスに關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

二十 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支授事業又は店舗サービスに關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

二十一 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支授事業又は店舗サービスに關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

二十二 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支授事業又は店舗サービスに關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

二十三 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支授事業又は店舗サービスに關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(新設)

二十四 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支授事業又は店舗サービスに關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

二十五 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支授事業又は店舗サービスに關し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(地域包括支援センター)

二十六 第百一十五条の四十五の十一 第百一十五条の四十五から前条までに規定するものほか、地域包括支援事業の実施に係る必要な事項は、政令で定めること。

二十七 第百一十五条の四十六 地域包括支援センターは、第一号介護予防支

(新設)

(新設)

(地域包括支援センター)

二十八 第百一十五条の四十五の十一 第百一十五条の四十五から前条までに規定するものほか、地域包括支援事業の実施に係る必要な事項は、政令で定めること。

二十九 第百一十五条の四十六 地域包括支援センターは、第一号介護予防支

30

被保険者（厚生年金支給保険者に係るものを除く）」及び第百十五條の四十五第一項各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業」といふ。）その地域生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

2 (略)

3 次条第一項の規定による委託を受けた者（第百十五條の四十五第一項各号から第六号までに掲げる事業のみの委託を受けるものと除く。）は、包括的支援事業その他第一項の厚生年金支給保険者令で定める事業を実施するため、厚生年金支給保険者令で定める事業を実施するため、厚生年金支給保険者令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、地域包括支援センター上を設置することができる。

4 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評議を行うことその他の措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上に努めなければならない。

5 (略)

6 (略)

7 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効率的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第二百九十八号）に定める厚生委員、被保険者の地域における自立した日常生活の支援又は要介護状態となることの予防若しくは要介護状態等の経済若しくは悪化の防止のための事業を行なう者その他の関係者との連携に努めなければならない。

8 (略)

9 (略)

10 市町村は、地域包括支援センターににおける事業の実施状況について、点検を行なうよう努めるとともに、必要があるときは、該地域包括支援センターの事業の内容及び運営状況に関する情報を公表するよう努めなければならない。

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

18 (略)

19 (略)

20 (略)

21 (略)

22 (略)

23 (略)

24 (略)

25 (略)

26 (略)

27 (略)

28 (略)

29 (略)

30 (略)

31 (略)

32 (略)

33 (略)

34 (略)

35 (略)

36 (略)

37 (略)

38 (略)

39 (略)

40 (略)

41 (略)

42 (略)

5 前項の規定により第一号介護予防支拂事業の実績の委託を受ける者たる者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該実績を受けた事業の一一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

6 市町村長は、介護予防・日常生活支援総合事業について、第一項又は第四項の規定により、その実施を委託した場合には、当該委託を受けた者（第八項 第四十九条第一項並びに第五百八十一条第二項及び第三項において「受託者」という。）に対する当該実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払の事務を運営会に委託することができる。

7 前項の規定による委託を受けた運営会は、当該委託をした市町村の同意を得て、厚生労働省令で定めるところにより、当該実施を受けた事業の一一部を、營利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定める要件に該当するものに委託することができる。（略）

8 市町村は、第五百十五条の四十項第三項各号に掲げる事業の全部又は一部について、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の当該市町村が運営と認める者に対する「その実施を委託すること」ができる。

（改訂）

第百十五条规定の四十八 市町村は、第五百十五条の四十条第二項第三項各号に掲げる事業の全部又は一部について、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の当該市町村が運営と認める者に対する「その実施を委託すること」ができる。

9 市町村は、第五百十五条の四十項第三項各号に掲げる事業の全部又は一部について、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の当該市町村が運営と認める者に対する「その実施を委託すること」ができる。

2

6 企団正、被介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者

（新設）

8 （略）

6 前項の規定により第五百十五条の四十五第一項第一号に掲げる事業の実施の委託を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、その事業の一一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

7 市町村長は、介護予防・日常生活支援総合事業について、第一項又は第五項の規定により、その実施を委託した場合には、当該委託を受けた者（次項において「受託者」という。）に対する当該実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払の事務を運営会に委託することができる。

8 （略）

（新設）

8 市町村は、当該委託を受けた者（次項において「受託者」という。）に対する当該実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払の事務を運営会に委託することができる。

8 （略）

（新設）

第百十五条规定の四十九 市町村は、第五百十五条の四十条第二項第三項各号に掲げる事業の全部又は一部について、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の当該市町村が運営と認める者に対する「その実施を委託すること」ができる。

2

6 企団正、被介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者

2

第七章 分譲保険事業計画

（基本指針）

第一百六条 厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（昭和元年法律第六十四号）第二条第一項に規定する総合確保方針に照して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 4 (略)

第百十五条规定の四十九（略）

第七章 分譲保険事業計画

（基本指針）

第一百六条 厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

（市町村介護保険事業計画）

2 4 (略)

第百十五条规定の四十九（略）

第七章 分譲保険事業計画

（基本指針）

第一百六条 厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

第一百七十七条 (略)

(略)

3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一・二 (略)

(新設)

三 介護給付等対象者に対する標準」とする額、保険料に要する費用の額

費用の額、地域支援事業の額、地域支障事業に要する費用の額

及び保険料の水準に関する中長期的な推計

四・五 (略)

(新設)

六 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支

援に関する事項、高齢者介護保険者及び居宅介護支援施設者

に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に

係る施設との連携に関する事項その他の被保険者の地域にお

ける自立した日常生活の支援のため必要な事項

四・六 (略)

(新設)

七 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合

的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画

との整合性の確保が図られたものでなければならぬ。

八・一 (略)

(新設)

九 (都道府県介護保険事業支援計画)

(新設)

一百八十九条 (略)

(新設)

一 市町村介護保険事業支援計画は、地域における医療及び介護

の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する都道

府県計画及び医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画との

整合性の確保が図られたものでなければならぬ。

(略)

一百二十一条の二 国は、政令で定めるところにより、市町村に対

する都道府県地域福祉支援計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律

(平成十三年法律第二十六号)第四条第一項に規定する高

齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって医

介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるもの

と調和が保たれたものでなければならぬ。

(略)

一百二十二条の二 国は、政令で定めるところにより、市町村に対

する介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の百分の

二・十・五相当する額を交付する。

(新設)

一百二十三条の二 国は、介護保険の財政の調整を行つため、市町村に対

する介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の二・二・一

相当する額を交付する。

(新設)

一百二十四条の二 国は、介護保険の財政の調整を行つため、市町村に対

する介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の二・二・一

相当する額を交付する。

(新設)

一百二十五条の二 国は、介護保険の財政の調整を行つため、市町村に對

する介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の二・二・一

相当する額を交付する。

(新設)

第一百七十八条 (略)

(略)

3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

(新設)

一・二 (略)

(新設)

三 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支

援に関する事項、高齢者介護保険者及び居宅介護支援施設者

に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に

係る施設との連携に関する事項その他の被保険者の地域における

自立した日常生活の支援のため必要な事項

四・九 (略)

(新設)

五 (都道府県介護保険事業支援計画)

(新設)

一百八十九条 (略)

(新設)

一 市町村介護保険事業支援計画は、地域における医療及び介護

の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する都道

府県計画及び医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画との

整合性の確保が図られたものでなければならぬ。

(略)

一百二十九条 (略)

(新設)

一 市町村介護保険事業支援計画は、医療法第三十条の四第一項

に規定する医療計画、社会福祉法第八条に規定する都道府県地

域福祉支援計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第

一项に規定する高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定によ

る計画であつて要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する

事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(略)

4 國は、政令で定めるところにより、市町村に対し、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業を除く。）に要する費用の額に、第百一十五条第一項の第二号被保険者負担率に百分の五十を加えた額を乗じて得た額（以下「特定地域支援事業支援額」という。）の百分の五十に相当する額を交付する。

（都道府県の負担率）

第百一十三條（略）

2 （略）
3 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の百分の十二・五に相当する額を交付する。

4 （略）
（市町村の一般会計における負担率）

第百二十九條（略）

2 （略）
3 市町村は、政令で定めるところにより、市町村ににおいて、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の百分の十一・五に相当する額を交付する。

4 （略）
（市町村の特別会計への繰入金額）

第百二十四條の二（市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から繰入金額のうち、その額に相当する額を負担する。）

3 市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の百分の十一・五に相当する額を負担する。
（住所地特例適用被保険者による地域支援事業に要する費用の負担金）

2 國は、政令で定めるところにより、当項の規定による繰入金の二分の一に相当する額を負担する。

3 都道府県は、政令で定めるところにより、第一項の規定による繰入金の四分の一に相当する額を負担する。

（住所地特例適用被保険者による地域支援事業に要する費用の負担金）

第百二十四條の三（市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者に対する、当該住所地特例適用被保険者負担等をしてくる住所地特例対象施設の所在する施設所市町村が行う地域支援事業に要する費用について、政令で定めるところにより算定した額を、地域支援事業に要する費用として負担するものとする。）

（地域支援事業支援交付金）
第百一十六条（市町村の介護保険に係る特別会計において負担する費用のうち、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額に前条第一項の第二号被保険者負担率を乗じて得た額（以下この章において「介護保険の特例適用被保険者による地域支援事業に要する費用の額」といいう。）については、政令で定めるところにより、支払基金が市町村に対して交付する地域支援事業支援交付金をもって充てる。）

2 （略）
（園の補助）

第百一十七条（國は、第百一十九条、第百一十一条、第百一十二条、第百一十三条及び第百一十四条の二に規定するもののはか、予算の範囲内において、介護保険事業を行なうる費用の一部を補助する」とがで

2 國は、政令で定めるところにより、市町村に対し、地域支援事業（介護予防等事業を除く。）に要する費用の額に、第百一十五条第一項の第二号被保険者負担率に百分の五十を加えた額を乗じて得た額（以下「特定地域支援事業支援額」という。）の百分の五十に相当する額を交付する。

（都道府県の負担率）

第百一十三條（略）

2 （略）
3 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村ににおいて、介護予防等事業に要する費用の額の百分の十一・五に相当する額を交付する。

4 （略）
（市町村の一般会計における負担率）

第百二十四條（略）

2 （略）
3 市町村は、政令で定めたるところにより、その一般会計において、介護予防等事業に要する費用の額の百分の十一・五に相当する額を負担する。

4 （略）
（市町村の特別会計における負担率）

第百二十四條の二（略）

3 市町村は、第百二十四條の二に規定するもののはか、予算の範囲内において、介護保険事業に要する費用の一部を補助することができる。

省令で定めるところにより算定した前々年度における当該医療保険者に係る第一、二被保険者の数を乗じて得た額とする。

(連合会の業務)

第百七十六条 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。

1. (略)
2. 第百五条の四十五の三第六項の規定により市町村から委託を受け行う第一号事業支給者の請求に関する審査及び支払並びに第百五条の四十七第六項の規定により市町村から委託を受け行う介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払であつて、前号に掲げるものの内容との共通性その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの

(給付費等審査委員会の組織)

2. 連合会は、前項各号に掲げる業務のほか、介護保険事業の円滑な運営に資するため、次に掲げる業務を行つことができる。

1. (略)
2. 第百五条の四十七第六項の規定により市町村から委託を受け行う介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払〔前項第二号に掲げるものを除く。〕

(略)

第十章 公費給付費等審査委員会

(給付費等審査委員会)

第百七十九条 第四十一条第十項(第四十一条の二第九項、第四十

1. (略)
2. 連合会は、前項各号に掲げる業務のほか、介護保険事業の円滑な運営に資するため、次に掲げる業務を行つことができる。
3. 第百五条の四十七第七項の規定により市町村から委託を受け行う介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払〔前項第一号に掲げるものを除く。〕

(略)

第十章 介護給付費審査委員会

(給付費審査委員会)

第百七十九条 第四十一条第十項(第四十一条の二第九項、第四十

1. (略)
 2. 前項の委員は、介護給付費対象サービス担当者又は介護予防・日常生活支援総合事業担当者を代表する委員及び市町村を代表する委員については、それぞれ関係団体の推薦によって行わなければならぬ。
 3. (略)
- 第六条第七項、第四十八条第七項、第五十二条の三第八項、第五十三条第七項、第五十四条の二第九項、第五十八条第七項及び第六十一条の三第八項において準用する場合を含む。) 並びに第百五条の四十五の三第六項及び第五十五条の四十七第六項の規定による委託を受け介護給付費請求者及び介護予防・日常生活支援総合事業請求者の審査を行つたため、連合会に「公費給付費等審査委員会」(以下「給付費等審査委員会」という。) を置く。
- (給付費等審査委員会の組織)
- 第六条第七項、第四十八条第七項、第五十二条の三第八項、第五十三条第七項、第五十四条の二第九項、第五十八条第七項及び第六十一条の三第八項において準用する場合を含む。) の規定による委託を受け介護給付費請求者の審査を行つたため、連合会に「介護給付費審査委員会」(以下「給付費審査委員会」という。) を置く。

(給付費審査委員会の組織)

1. (略)
2. 前項の委員は、介護給付費等対象サービス担当者を代表する委員及び市町村を代表する委員については、それぞれ関係団体の推薦によって行わなければならぬ。
3. (略)

1. (略)
2. 前項の委員は、介護給付費等審査委員会は、介護給付費請求者の審査を行つたため必要があると認めるときは、都道府県知事の承認を得て、

1. (略)
2. 前項の委員は、介護給付費等対象サービス担当者を代表する委員及び市町村を代表する委員については、それぞれ関係団体の推薦によって行わなければならぬ。
3. (略)

らより算定した前々年度における当該医療保険者に係る第一、二被保険者の数を乗じて得た額とする。

(連合会の業務)

第百七十六条 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。

1. (略)
2. 第百五条の四十七第七項の規定により市町村から委託を受け行う介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払〔前項第一号に掲げるものを除く。〕

(略)

第十章 介護給付費審査委員会

(給付費審査委員会)

第百七十九条 第四十一条第十項(第四十一条の二第九項、第四十

介護予防サービス事業者 指定居宅介護支援事業者 指定
しくは保健福祉部の指図若しくは指示を受め、又は当該指定居宅サ
ービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービ
ス事業者若しくは介護保険施設の開設者若しくは管理者若しくはそ
の委託若しくは当該指定居宅サービスの事業、指定居宅介護支援の
事業若しくは指定介護予防サービスの事業に係る専門所若しくは
介護保険施設に係る介護給付等対象サービス担当者に對して、
出頭若しくは説明を求めることができる。

新規介護事業登録会議 介護給付費請求書又は介護予防・日常生活
扶助等支拂金請求書の提出

(新設) 説明指定期宅サービス事業者、指定居宅分譲支援事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは介護保険施設に於して、報告若しくは候補者登録の提出若しくは提示を求め、又は当該指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは介護保険施設の開設者若しくは管理者若しくはその長若しくは当該指定居宅サービスの事業、指定居宅分譲支援の事業若しくは指定介護予防サービスの事業に係る事業所若しくは介護保険施設における介護給付等対象サービス担当者に対して、用語若しくは説明を求めることができる。

市町村長の承認を得て、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定事業者若しくは受託者が、申請者に対して、報告書類の提出若しくは提示を求め、又は当該指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者若しくは指定事業者若しくは受託者若しくは当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業若しくは指定介護予防支援の事業若しくは指定介護予防支援の事業に係る事業所における介護給付等対象サービス担当者若しくは指定事業者若しくは受託者における介護予防・日常生活支援結合事業に相当するに付して、出席若しくは説明を求めることができる。
連合会は、前二項の規定により総合監査審査委員会に出頭した者に対し、旅費、日当及び宿泊料を支拂しなければならない。ただし、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは受託者が提出し

対し、旅費、日当及び宿泊料を支給しなければならない者に、当該指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者又は介護保険施設が認出した介護給付費請求書又は保険料額の記載が不備又は不当であったため出頭を求められて出頭した者に対しでは、この限りでない。

前略又は振舞等の配慮が不備又は不当であつたため出頭を要められて出頭した者に対しては、この限りでない。

新規型介護子防サニタリースタッフ者及び指定介護子防支障事務者並びに

第一百八十二条 この章に規定するもののほか、給付費等審査監査委員会に要して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二百零一条 保険料の減額決定は、当該保険料に対する被保険者の保険

納付し、又は納入すべき期限をいい。当該納期後に保険料を控除することができないこととなった場合にあれば、当該保険料を控除することができることとなつた旨とする。」の修正から起算して二年を経過した日以後においては、することができない。

被保険者等に関する研究

第一回)東京市町村は、被保険者の資格、保険料率、地城支拂額等及び保険料に就て必要なあると認めるときは、被保険者、第一号被保険者の配偶若しくは第一号被保険者の属する世帯の世帯主その他の世帯を属する者又はこれ等であつた者に対し、文書その他の物件の提出若しくは掲示を命ぜ、又は当該職員に質問を

〔被保険者等に対する融資〕
第一二一一条 市町村は被保険者の資格、保険料及び保険料に関する必要があると認めたときは、被保険者、第一号被保険者の配偶者並びに第一号被保険者の属する世帯の扶養主その他の世帯に属する者又はこれらであった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該額に賃貸せることができる。

せることがわかる。

2 (総)

(資料の提出等)

第一百三十二条 市町村は、保険給付、地域支援事業及び保険料に関する必要があると認めたときは、被保険者、第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の厚生年金被保険者若しくは収入の状況又は被保険者に対する老齢年金給付の支給状況につき、官公署若しくは年金保険者に対し必要な書類の開示若しくは資料の提供を求める。又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

2 都道府県知事又は市町村長は、第四十一条第一項本文、第四十一条の二第一項本文、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号、第五十三条第一項本文、第五十条四条の二第一項本文、第五十一号、第五十三条第一項本文、第五十一条第一項の規定又は第八条第一項若しくは第百五十三条の四十五の二第一項の規定若しくは連合会若しくは連合会から第四十一条第一項（第四十二条の二第一項）の規定若しくは同条第三項第十一号に規定する使用者の保険料等の納付状況につき、当該保険料等を徴収する旨に對し、必要な書類の開示又は資料の提供を求めることができる。

八条第七項及び第六十一条の三第八項において準用する場合を含む。）、第一百五十三条の四十五の三第七項若しくは第百五十三条の四十七第七項の規定により第四十一条第九項、第四十二条の二第一項若しくは連合会若しくは連合会から第四十一条第一項（第四十二条の二第一項）の規定若しくは同条第三項第十一号に規定する使用者の保険料等の納付状況につき、当該保険料等を徴収する旨に對し、必要な書類の開示又は資料の提供を求めることができる。

第一百五十三条 認定審査会、都道府県介護認定審査会、給付審査委員会若しくは保険審査会の委員、保険審査会の専門調査員若しくは連合会若しくは連合会から第四十一条第一項（第四十二条の二第一項）の規定若しくは同条第三項第十一号に規定する使用者の保険料等の納付状況につき、当該保険料等を徴収する旨に對し、必要な書類の開示又は資料の提供を求めることができる。

2 第二十四条の二第三項、第二十四条の三第一項、第二十八条第七項（第二十九条第一項、第三十条第二項、第三十一条第二項）、第三十三条第四項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十九条の十七第一項、第六十九条の二十八第一項、第六十九条の三十七、第一百五十三条の三十八第一項（第一百五十三条の四十二第一項において準用する場合を含む。）、「第一百五十三条の四十六第一項（第一百五十三条の四十七第二項において準用する場合を含む。）又は第一百五十三条の四十七第三項において準用する場合を含む。」の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(資料の提出等)

第一百三十二条 市町村は、保険給付及び保険料に関する必要があると認めたときは、被保険者、第一号被保険者の配偶者若しくは第一号被保険者の厚生年金被保険者若しくは収入の状況又は被保険者に対する老齢年金給付の支給状況につき、官公署若しくは年金保険者に対し必要な書類の開示若しくは資料の提供を求める。又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

2 都道府県知事又は市町村長は、第四十一条第一項、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号、第五十三条第一項本文、第五十条四条の二第一項本文、第五十一号、第五十三条第一項の規定又は第八条第一項の規定若しくは連合会若しくは連合会から第四十一条第一項（第四十二条の二第一項）の規定若しくは同条第三項第十一号に規定する使用者の保険料等の納付状況につき、当該保険料等を徴収する旨に對し、必要な書類の開示又は資料の提供を求めることができる。

第一百五十三条 認定審査会、都道府県介護認定審査会、給付審査委員会若しくは保険審査会の委員、保険審査会の専門調査員若しくは連合会若しくは連合会から第四十一条第一項（第四十二条の二第一項）の規定若しくは同条第三項第十一号に規定する使用者の保険料等の納付状況につき、当該保険料等を徴収する旨に對し、必要な書類の開示又は資料の提供を求めることができる。

(指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の特例)

第九条 指定介護老人福祉施設に入所することにより当該指定介護

老人福祉施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保
険者であつて、当該指定介護老人福祉施設に入所した際の市町
村（当該指定介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村を
いう。）の区域内に住所を有して、たと認められるものは、当該

指定介護老人福祉施設が入所定員の減少により地域密着型介護者
人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業
を行う事業所に係る第四十二条の二第一項本文の指定を受けてい
るものに限る。以下この条において「変更後地域密着型介護者入
福祉施設」という。）となつた場合において、当該変更後地域
密着型介護老人福祉施設に繼續して入所している者は、第九条の
規定にかかわらず、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者と
する。ただし、変更後地域密着型介護者入福祉施設となつた指定
介護老人福祉施設（以下この条において「変更前介護老人福祉施
設」という。）を含む二以上の住所地別対象施設に繼續して入
所等をしていた被保険者（当該変更後地域密着型介護老人福祉施
設に繼續して入所している者に限る。）であつて、当該変更前介
護老人福祉施設に入所する直前に入所等をしていた住所地別対象
施設（以下この条において「直前入所施設」という。）及び変
更前介護老人福祉施設のそれれに入所等をすることにより直前
入所施設及び変更前介護老人福祉施設のそれれの所在する場所
に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定繼
続入所被保険者」という。）については、この限りでない。

2・3 (略)

(延滞金の割合の特例)

(指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の特例)

第九条 指定介護老人福祉施設に入所することにより当該指定介護

老人福祉施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保
険者であつて、当該指定介護老人福祉施設に入所した際の市町
村（当該指定介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村を
いう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、当該

指定介護老人福祉施設が入所定員の減少により地域密着型介護者
人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業
を行う事業所に係る第四十二条の二第一項本文の指定を受けてい
るものに限る。以下この条において「変更後地域密着型介護者入
福祉施設」という。）となつた場合においても、当該変更後地域
密着型介護老人福祉施設に繼續して入所している間は、第九条の
規定にかかわらず、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者と
する。ただし、変更後地域密着型介護老人福祉施設となつた指定
介護老人福祉施設（以下この条において「変更前介護老人福祉施
設」という。）を含む二以上の住所地別対象施設に繼續して入
所等をしていた被保険者（当該変更後地域密着型介護老人福祉施
設に繼續して入所している者に限る。）であつて、当該変更前介
護老人福祉施設に入所する直前に入所等をしていた住所地別対象
施設（以下この条において「直前入所施設」という。）及び変更前介
護老人福祉施設のそれれに入所等をすることにより直前入所施設及び
変更前介護老人福祉施設のそれれの所在する場所に順次住所を
変更したと認められるもの（次項において「特定継
続入所被保険者」という。）については、この限りでない。

2・3 (略)

第十一条 第四百五十七条第一項に規定する延滞金の年十四・五八
セントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の割
合基準割合（租税特別徴収法（昭和三十二年法律第二十六号）第
九十三条第二項に規定する特別基準割合をいう。以下この条に拘
らず同じ。）が年七・二六セントの割合に満たない場合にば
その年中においては、当該特別基準割合を年七・二六セントの
割合を加算した割合とする。

(新設)

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案

現
行

第八条（略）

2 この法律において「訪問介護」とは、要介護者であつて、居宅老人ホーム（第十一項及び第二十一項において「有料老人ホーム」という。）その他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。以下同じ。」において介護を受けるもの（以下「居宅要介護者」という。）について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるもの（定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第五项第二号に掲げるものに限る。）又は夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。）をいう。

3 5 6 （略）

7 この法律において「通所介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をあって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（利用定員が厚生労働省令で定める数以上であるものに限り、認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。

8 5 10 （略）

第八条（略）

2 この法律において「訪問介護」とは、要介護者であつて、居宅老人ホーム（第十一項及び第二十一項において「有料老人ホーム」という。）その他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。以下同じ。」において介護を受けるもの（以下「居宅要介護者」という。）について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるもの（定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第五项第二号に掲げるものに限る。）又は夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。）をいう。

3 5 6 （略）

7 この法律において「通所介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をあって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。

8 5 10 （略）

第八条（略）

11 この法律において「特定施設」とは、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設であつて、第二十一条に規定する地域密着型施設でないものをいい。「特定施設入居者生活介護」とは、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。

12 13 （略）

14 この法律において「地域密着型サービス」とは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設又は同法第二十条の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（利用定員が第七項の厚生労働省令で定める数以上であるものに限り、認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。

15 16 （略）

17 この法律において「地域密着型通所介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（利用定員が第七項の厚生労働省令で定める数以上であるものに限り、認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。

この法律において「地域密着型介護老人福祉施設」とは、若人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が二十九人以下であるものに限る。以下この項において同じ。）であつて、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者（厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者その他の住宅において日常生活を営むことが困難な者として厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項及び第十七条において同じ。）に対し、地域密着型施設サービス計画（地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健常管理及び療養上の世話をいう。

231 この法律において「複合型サービス」とは、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、定期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一括して行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健常管理及び療養上の世話をいう。

232 この法律において「複合型サービス」とは、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、定期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一括して行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健常管理及び療養上の世話をいう。

233 この法律において「複合型サービス」とは、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、定期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一括して行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健常管理及び療養上の世話をいう。

により提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをい

う。

234 (略)

(地域密着型介護サービス費の支給)

第四十二条の二 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村（住所地特例適用被保険者である要介護被保険者（以下「住所地特例適用要介護被保険者」という。）に係る特定地域密着型サービスにあつては、該該所在市町村を含む。）の長が指定する者（以下「指定地域密着型サービス事業者」という。）から当該指定される地域密着型サービス事業を行なう事業所により行われる地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」といふ。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対して、当該指定地域密着型サービスに要した費用（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護者人権擁護法入所者生活介護）において、財務指定期定を受けている場合は、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、この限りでない。

235 地域密着型介護サービス費の額は、次の各号に掲げる地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護、これらの地域密着型サービスの種類ごとに、当該地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

236 夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護、これらの地域密着型サービスの種類ごとに、当該地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

237 地域密着型介護サービス費の額は、次の各号に掲げる地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護、これらの地域密着型サービスの種類ごとに、当該地域密着型サービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

域密着型サービスの種類に係る指定地域密着型サービスの内容、当該指定地域密着型、当該指定地域密着型サービスの事業を行う事業所の所在する地域を勘案して算定する平均的な費用（地域密着型通所介護及び認知症対応店舗通所介護に要する費用）（その額が現に当該規定する地域密着型サービスに要する費用に加えて、食事の提供に要する費用として厚生労働省令での日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該規定する地域密着型サービスに要する費用の額を超えるときは、当該規定による額とし、その額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該規定する地域密着型サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

三・10 (略)

三・11 (略)

(特例地域密着型介護サービス費の支給)

第四十二条の二 (略)

3・特例地域密着型介護サービスの額は、当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスについて前条第一項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型サービスに相当するサービスに要した費用）（地域密着型通所介護、認知症対応店舗通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該規定によるサービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額又は同条第四項の規定により市町村（施設所在市町村の長が定める基準により相当する額

三・12 (略)

三・13 (略)

(特例地域密着型介護サービス費の支給)

第四十二条の三 (略)

3・特例地域密着型介護サービスの額は、当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスについて前条第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型サービスに相当するサービスに要した費用）（認知症対応店舗通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該規定によるサービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額又は同条第四項の規定により市町村（施設所在市町村の長が前条第一項本文の規定により市町村（施設所在市町村の長が前条第一項本文の規定により相当する額

三・14 (略)

三・15 (略)

(特例居宅介護サービス計画費の支給)

第四十六条 市町村は、居宅要介護被保険者が、当該市町村の長又は他の市町村の長が指定する者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）から当該指定する者（以下「居宅介護支援事業者」という。）に受けられる居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対して、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。

前条第一項本文の指定をした指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けた住所地特例適用要介護被保険者その他の厚生労働省令その他厚生労働省令で定める者に係る特例地域密着型介護サービス（特定地域密着型通所介護、認知症対応型居宅介護、認知症対応共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該規定によるサービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額又は同条第四項の規定により市町村（施設所在市町村の長が前条第一項本文の規定により相当する額

三・16 (略)

(居宅介護サービス計画費の支給)

第四十七条 市町村は、居宅要介護被保険者が、当該市町村の長又は他の市町村の長が指定する者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）に受けられる居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対して、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。

3・特例居宅介護サービス計画費の支給

第四十六条 市町村は、居宅要介護被保険者が、相談照会者が指定する者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）から当該指定する者（以下「居宅介護支援事業者」という。）に受けられる居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対して、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。

三・17 (略)

(特例居宅介護サービス計画費の支給)

第四十七条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に對し、特例居宅介護サービス計画費を支給する。

一 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービス（指定居宅介護支援の事業に係る第八十一条第一項の市町村の条例で定める貢献及び同条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準のうち当該市町村の条例で定めるものを除たすと認められる事業を行つ事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「施設経営居宅介護支援」という。）を受けた場合において「施設経営居宅介護支援」という。）を受けた場合において

3・特例居宅介護サービス計画費の支給

第四十七条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に對し、特例居宅介護サービス計画費を支給する。

一 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービス（指定居宅介護支援の事業に係る第八十一条第一項の都道府県の条例で定める貢献及び同条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準のうち当該都道府県の条例で定めるものを除たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「施設経営居宅介護支援」という。）を受けた場合において

「必要があると認めるとき」

二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

十四 (略)

十五 (略)

十六 (略)

十七 (略)

十八 (略)

十九 (略)

二十 (略)

二十一 (略)

二十二 (略)

二十三 (略)

二十四 (略)

二十五 (略)

二十六 (略)

二十七 (略)

二十八 (略)

二十九 (略)

三十 (略)

三十一 (略)

三十二 (略)

三十三 (略)

三十四 (略)

三十五 (略)

三十六 (略)

三十七 (略)

三十八 (略)

三十九 (略)

四十 (略)

四十一 (略)

四十二 (略)

四十三 (略)

四十四 (略)

の他の事項については厚生労働省令で定める基準を参考するものとする。

一・二 (略)

4・6 (略)

(従事の届出等)

第八十一条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所の名前及び所在地その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅介護支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援の事業を廃止し、又は休止しなおとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一ヶ月前に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(市町村長等による連絡調整又は援助)

第八十二条 市町村長は、必要があると認めるときは、指定居宅介護支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者による第八十一条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者及び他の指定居宅介護支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定居宅介護支援事業者及び当該関係者に対する取扱いその他の援助を行なうことができる。

2 都道府県知事は、同一の指定居宅介護支援事業者について以

上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定居宅介護支援事業者による第八十一条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一ヶ月前に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 (新設)
(都道府県知事等による連絡調整又は援助)
第八十二条 市町村長は、必要があると認めるときは、指定居宅介護支援事業者若しくは市町村長は、指定居宅介護支援事業者による第八十一条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者及び他の指定居宅介護支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定居宅介護支援事業者及び当該関係者に対する取扱いその他の援助を行なうことができる。

1・1 (略)

4・5 (略)

(従事の届出等)

第八十三条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定居宅介護支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者による第八十一条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者及び他の指定居宅介護支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定居宅介護支援事業者及び当該関係者に対する取扱いその他の援助を行なうことができる。

(報告等)

第八十三条 市町村長は、必要があると認めるときは、指定居宅介護支援事業者若しくは指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であつた者(以下この項において「指定居宅介護支援事業者であつた者等」といふ)に對し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者である者等に対し出頭を命じ、若しくは当該指定居宅介護支援事業者であつた者等に對して質問させ、若しくは当該指定居宅介護支援事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他の指定居宅介護支援の事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査せらるゝことができる。

2 (略)

(報告、命令等)

第八十三条の二 市町村長は、指定居宅介護支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者に對し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について第八十一条第一項の市町村の条例で定める員数を満たしていない場合

二 同上

2 市町村長は、前項の規定による報告をした場合において、その

第八十三条の二 市町村長は、指定居宅介護支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者に對し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について第八十一条第一項の都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合

二 同上

2 都道府県知事は、前項の規定による報告をした場合において、

報告を受けた指定居宅介護支援事業者が当項の期限内にこれに從わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 市町村長は、第一項の規定による報告を受けた指定居宅介護支援事業者が、正当な理由がなくてその報告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅介護支援事業者に対する報告をとら、その報告に係る措置をとるべきことを命ずることができ。

4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村長は、保険給付に係る指定居宅介護支援を行った指定居宅介護支援事業者（他の市町村長が第四十六条第一項の指定を受けた者に限る。）について、第一項各号に掲げる者のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該他の市町村長に通知なければならない。

（指定の取消し等）

第八十四条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合に当該を当該他の市町村長に通知しなければならない。

1 指定居宅介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について、第八十一条第一項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなつたとき。

2 市町村長は、保険給付に係る指定居宅介護支援又は第二十八条第五項の規定により委託した調査を行った指定居宅介護支援事業者（他の市町村長が第四十六条第一項の指定をした者に限る。）

5 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該指定に係る事業所の介護支援事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の方を告げて、当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

7 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該指定に係る事業所の介護支援事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の方を告げて、当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

1 市町村長は、保険給付に係る指定居宅介護支援を行った指定居宅介護支援事業者に対する報告をとら、その報告に係る措置を停止することができる。

2 市町村長は、保険給付に係る指定居宅介護支援又は第二十八条第五項の規定により委託した調査を行った指定居宅介護支援事業者（他の市町村長が第四十六条第一項の指定をした者に限る。）

5 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該指定に係る事業所の介護支援事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の方を告げて、当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該指定に係る事業所の介護支援事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の方を告げて、当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

7 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該指定に係る事業所の介護支援事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の方を告げて、当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

防支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四条の規定による命令に従わない場合において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地城密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

(給付費等審査委員会の指限)

第一百八十二条 給付費等審査委員会は、介護給付費請求書の事業者を行つたため必要があると認めたときは、都道府県知事の承認を得て、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは介護保険施設に対し、報告若しくは報酬書類の提出若しくは提示を求め、又は当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは介護保険施設の団設若しくは管理者若しくは事業者若しくはその責若しくは当該指定居宅サービスの事業者若しくは指定介護予防サービスの事業に係る事業者若しくは介護保険施設における介護給付等対象サービス担当者に対して、出席若しくは説明を求めることができる。

2 給付費等審査委員会は、介護給付費請求書又は介護予防・日常生活支援総合事業費請求書の審査を行うため必要があると認めるときは、市町村長の承認を得て、当該指定地城密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地城密着型介護予防サービスの事業者若しくは指定介護予防支援事業者若しくは指定介護予防サービスの事業者若しくは指定介護予防・日常生活支援総合事業者若しくは受記者に対し、報告若しくは報酬書類の提出若しくは提示を求め、又は当該指定地城密着型サービス事業者、指定居宅介護支援の事業者若しくは指定介護予防サービスの事業に係る事業者若しくは介護保険施設における介護給付等対象サービス担当者に對して、出席若しくは説明を求めることができる。

3 連合会は、前二項の規定により給付費等審査委員会に出席した者に対し、旅費、日当及び宿泊料を支給しなければならない。ただし、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、介護保険施設、指定地城密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは受記者が提出した介護給付費請求書若しくは介護予防・日常生活支援総合事業費請求書又は報酬書類の記載が不備又は不当であつたため出頭を求められて出席した者に對しては、「の限りでない」。

(給付費等審査委員会の指限)

第一百八十二条 給付費等審査委員会は、介護給付費請求書の審査を行つたため必要があると認めたときは、都道府県知事の承認を得て、当該指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは介護保険施設に対し、報告若しくは報酬書類の提出若しくは提示を求め、又は当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは介護保険施設の団設若しくは管理者若しくは事業者若しくはその責若しくは当該指定居宅サービスの事業者若しくは指定介護予防サービスの事業に係る事業者若しくは介護保険施設における介護給付等対象サービス担当者に對して、出席若しくは説明を求めることができる。

2 給付費等審査委員会は、介護給付費請求書又は介護予防・日常生活支援総合事業費請求書の審査を行うため必要があると認めるときは、市町村長の承認を得て、当該指定地城密着型サービス事業者、指定地城密着型介護予防サービスの事業者若しくは指定介護予防支援事業者若しくは指定介護予防・日常生活支援総合事業者若しくは受記者に對する介護給付等対象サービス担当者若しくは指定事業所における介護給付等対象サービス担当者若しくは指定事業者若しくは受記者に對する介護予防・日常生活支援総合事業者若しくは受記者に對して、出席若しくは説明を求めることができる。

3 連合会は、前二項の規定により給付費等審査委員会に出席した者に対し、旅費、日当及び宿泊料を支給しなければならない。ただし、当該指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定地城密着型サービス事業者、介護保険施設、指定地城密着型サービス事業者若しくは受記者が提出した介護給付費請求書若しくは介護予防・日常生活支援総合事業費請求書又は報酬書類の記載が不備又は不当であつたため出頭を求められて出席した者に對しては、「の限りでない」。

1. 介護保険制度改革における費用負担に関する事項等について

- 現在、介護保険法等の改正法案を国会に提出中であり、今後の法案審議を踏まえて、その詳細は確定していくこととなるが、現時点の考え方は次のとおりである。

(1) 一定以上所得者の利用者負担の見直し

- 平成12年の介護保険制度の創設以来、所得に関わらず利用者負担を1割としており、高額介護サービス費の負担限度額も据え置いてきた。（この間、高齢者の医療制度では引き上げられている。）

一方で、高齢化の更なる進展に伴い今後さらに介護費用の増加が見込まれる中で、制度の持続可能性を高めることが必要である。

- 保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、現役世代の過度な負担を避けるとともに、高齢者世代内で負担の公平化を図っていくためには、65歳以上の被保険者のうち、一定以上の所得のある方に、2割の利用者負担をしていただくことが必要であることから、今国会に提出している介護保険法の改正法案においては、一定以上の所得がある第1号被保険者の利用者負担（※）を2割とする規定を盛り込んでいる（改正後の介護保険法第49条の2及び第59条の2）。

※ この措置は、高齢者世代内の負担の公平化を図るものであり、社会保障審議会介護保険部会での議論も踏まえ、第2号被保険者は対象としていない。

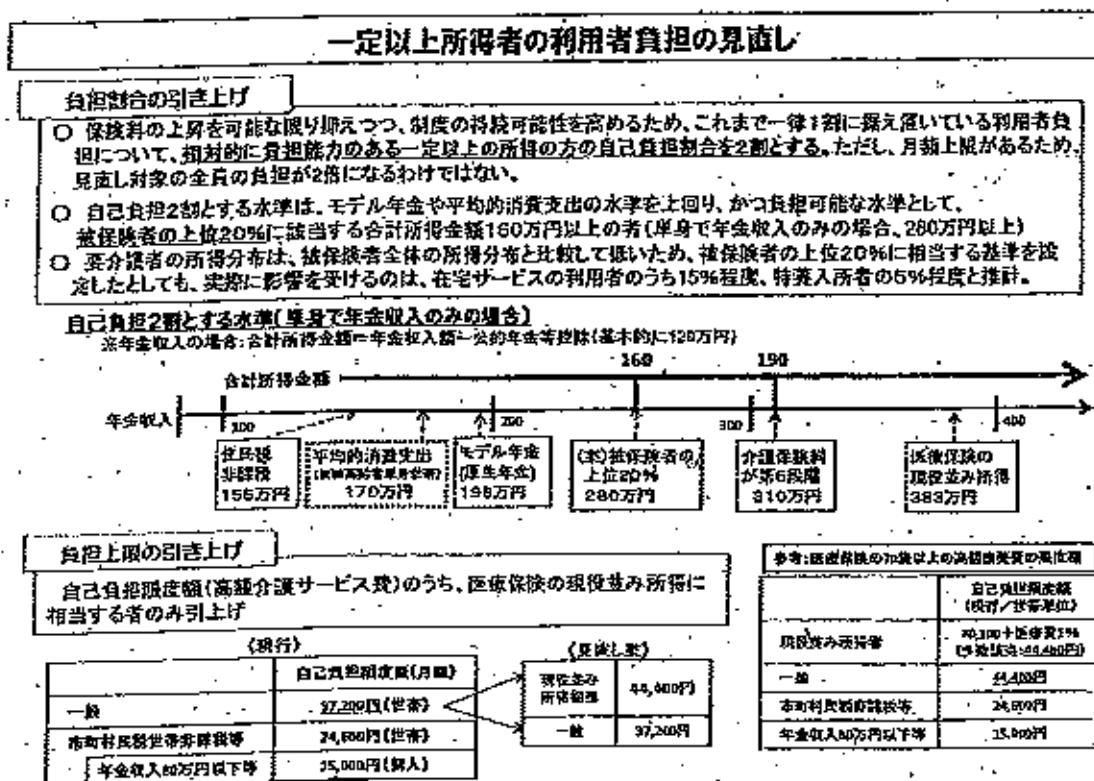
- 2割負担となるのは、基準以上の所得を有する本人のみとしており、同一世帯に他に介護サービスを利用する方がいても、その方自身の所得が基準以上でなければ、その方は2割負担とはならない。

- 2割負担とする所得の水準については、モデル年金や平均的な消費支出の水準を上回る負担可能な水準として、65歳以上の被保険者のうち所得上位20%に相当する基準である合計所得金額160万円以上とする案を提案しているが、具体的な基準は政令事項であり、法律成立後に定めることになる。

- 本改正の施行時期は、住民税で用いる前年所得の確定時期等を踏まえ、平成27年8月としている。施行事務としては、各受給者の所得情報に基づく判定事務と、事業者等が各被保険者の負担割合を確認できるよう、利用者負担割合を証する書面を発行する事務を行うことになると見込んでいるが、詳細は法律成立後速やかにお示したい。

- 高額介護サービス費の仕組みに基づき利用者負担には月額上限が設けられていることから、負担割合が2割となつても、対象者全員の負担が必ず2倍となるものではない。介護保険の高額介護サービス費の限度額（一般世帯月額37,200円）は、制度創設時の医療保険の高額療養費に合わせて設定されたが、医療保険の一般世帯の限度額は既に44,400円に引き上げられている。介護保険では、一般世帯は引き続き37,200円に据え置くが、医療保険の現役並み所得（単身の場

合、課税所得 145 万円以上・収入 383 万円以上)に相当する人がいる世帯に限定して 44,400 円に引き上げる予定であるが、政令改正事項であり、詳細は法律成立後にお示ししたい。



(そのほか資料 P 99 ~ 103 参照)

(2) 特定入所者介護(予防)サービス費の見直し

- 介護保険では、平成 17 年から特別養護老人ホーム等の費用のうち、食費や居住費は本人の自己負担が原則となっているが、住民税非課税世帯の利用者については、申請に基づき、食費・居住費を補助する特定入所者介護(予防)サービス費を支給している。
- 特定入所者介護(予防)サービス費は、本来の給付と異なった福祉的な性格や経過的な性格を持っており、①食費や居住費を負担して在宅で生活する方との公平性を図る必要があること、②預貯金等を保有し負担能力が高いにもかかわらず、保険料を財源とした補足給付が行われる不公平を是正する必要があることといった観点から、以下のような見直しを実施する。
 - ① 一定額の預貯金等を保有する者を支給対象から除外
 - ・ 法第 51 条の 3 等を改正し、特定入所者介護(予防)サービス費の支給に当たっての勘査要素として「資産」を追加。
 - ・ 申請者が本人の預貯金等の額を申告することを基本としつつ、以下のよう

法律上の措置で適正な申告を担保

イ 法22条の改正により、特定入所者介護サービス費を偽りその他の不正行為により受給した場合、給付した額の返還に加えて最大給付額の2倍の加算金を課すことができるとしていること

ロ 法203条に基づき銀行等への預貯金の照会を行うことが可能であり、必要に応じて実施すること

・ 預貯金の基準としては、単身の場合は1000万円超、夫婦の場合は2000万円超といった案を提案しているが、法律成立後に省令で規定することになる。なお、施設に入所した時点では預貯金が基準額を超えていても、その後預貯金が基準を下回った場合には、その時点で申請を行って給付を受けることが可能である。

② 配偶者の所得の勘案

・ 現在、利用者が世帯分離をした場合には世帯分離前の状況に関わらず本人が住民税非課税であれば、特定入所者介護（予防）サービス費の対象となるが、上記の見直しの趣旨を踏まえ、民法上他の親族の扶養義務より強い生活保持義務があると解されている配偶者については、世帯分離されていたとしてもその所得を勘案することとする。

・ 具体的には、配偶者が住民税課税者である場合、特定入所者介護（予防）サービス費の支給対象外とすることを提案しているが、法律成立後に省令改正により対応する予定。

③ 非課税年金の勘案

・ 現在、補足給付受給者の段階区分のうち、第2段階と第3段階は、年金収入及び合計所得金額の合計額で判定しているが、遺族年金及び障害年金といった非課税年金の額もこの額に含めて判定することとし、法律成立後に告示改正により対応予定。

・ このため、市町村に年金保険者から非課税年金に係る情報を提供する仕組みを設けることを現在検討中。

○ 制度改正の施行については、①及び②は平成27年8月施行、③については、

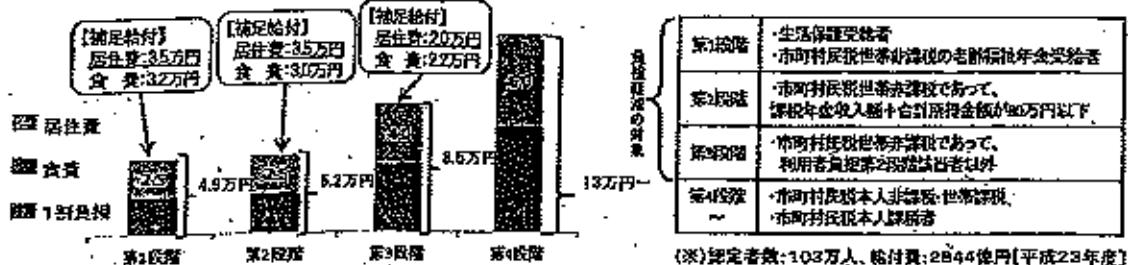
非課税年金に関する情報提供の仕組みを構築する必要があり、システム改修等の関係から平成28年8月に施行する方向で検討している。

○ このほか事務の詳細については、法律成立後速やかにお示したい。

補足給付の見直し（資産等の勘査）

- 施設入所等にかかる費用のうち、食費及び居住費は本人の自己負担が原則となっているが、住戸持非課税世帯である入居者については、その申請に基づき、補足給付を支給し負担を軽減。
- 福祉的女性特徴や経済的な性格を有する制度であり、初婚女性や不動産を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、資産を勘査する等の見直しを行う。

<現在の補足給付と施設利用者負担> ※ ユニット型加算の例



<見直し案>

- **預貯金等** → 一定額以上の預貯金等(現金で100万円超、未換出等で200万円超相当額を想定)がある場合に上記の要件を満たす人の申告で算定、貯蓄機関への贈金、不正受給に対するペナルティ化(贈金額を控除)
- **配偶者の所得** → 施設入所・新規して世帯分離が行われることが多いが、配偶者の所得は、世帯分離後も算入することとし、配偶者が世帯主と認定される場合は、通常給付の対象外とする
- **非課税年金収入** → 補足給付の支給段階の判定に当たり、非課税年金(退職年金・貯蓄年金)も算入する

※ 不動産については、一定の資産超過の戸主等の不動産を所有している場合には対象外とし、これを但しに補足給付相当額の算出を行い、先後に回収する仕組みを検討したが、実体の方策者、資産の評価等を実務的に向けての課題を更に整理し、差額を差保できるようにする必要があり、引き続き検討。

(資料 P104～112 参照)

(3) 第1号保険料の多段階化・軽減強化

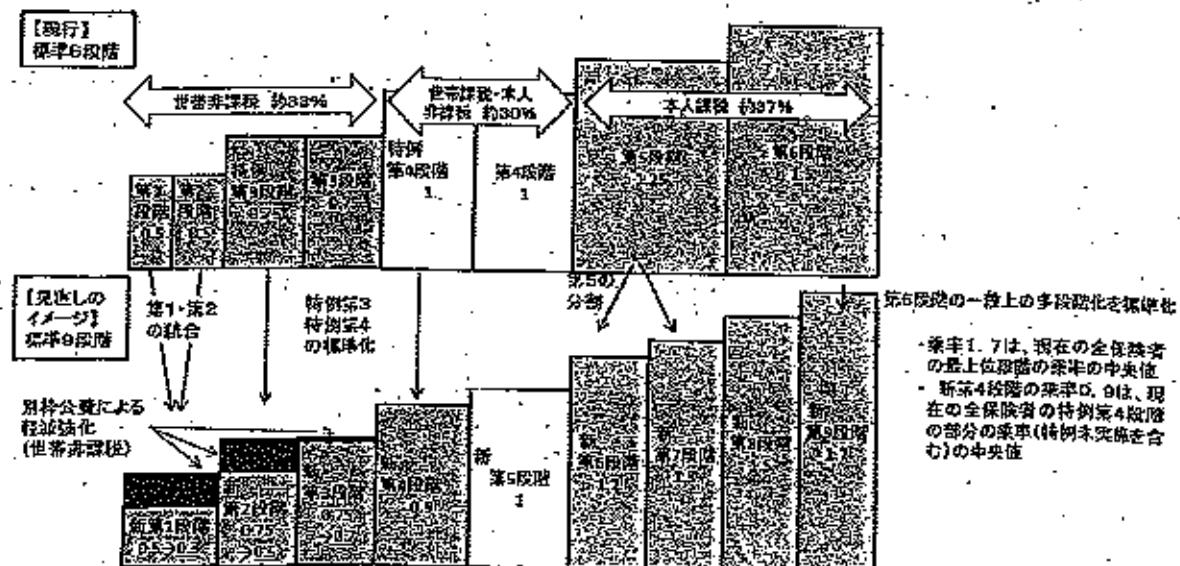
- 第6期の第1号介護保険料については、標準段階をこれまでの6段階から、標準9段階に見直しを行う。見直しのイメージは以下のとおりであるが、新第7段階以上の所得の基準については、本年6月下旬頃に被保険者の合計所得金額の分布の調査を行い、設定する。
- 更なる多段階化や、負担割合については、これまでと同様に各保険者の裁量により設定できることとする。
- また、調整交付金についても、この新たな標準段階に応じて算定することとする。
- これに加え、介護保険法の改正により、公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みを設ける。具体的には新法第124条の2に基づき、市町村は政令で定めるとごろにより、低所得者の保険料軽減に要する費用を特別会計に繰り入れ、国がその費用の1/2、都道府県がその費用の1/4を負担することとする。
- この改正の施行日は平成27年4月としており、平成27年度分の保険料から軽減

を行うことになる。

- 具体的な軽減の幅等は法律成立後政令で規定する予定。
- 保険料基準額は、公費による軽減前の負担割合を用いて算定し、その後に軽減に要する費用を算定する仕組みとなる。

第6期の介護保険料の見直しについて

- 所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、また、多くの自治体で特例第3・特例第4段階の設定や、本人課税・所得者の多段階化をしている現状を踏まえ、標準の段階設定を、現行の6段階から9段階に見直す。
- なお、現在と同様、引き続き被扶養者の判断による算力化を可能とする。
- 世帯非課税(第1～第3段階)については、新たに公費による軽減の仕組みを導入し、更なる負担軽減を図る。



(資料 P112～113 参照)

(4) 住所地特例の見直し

- これまで高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅については、有料老人ホームであっても基本的に住所地特例の対象外とされていたが、地方団体からの意見等も踏まえ、有料老人ホームであるサービス付き高齢者向け住宅についても、他の有料老人ホームと同様に、特定施設として住所地特例の対象とすることとする（介護保険法第13条の改正。国民健康保険及び高齢者医療も同様。）。
- 施行日は平成27年4月であるが、これまでの改正と同様の経過措置を置いており、

施行日以後に該当する特定施設に入居した者から住所地特例の対象となり、既に入所している者は対象とならない。（資料 P114～115 参照。）

(5) 保険料の賦課決定の除斥期間について

- これまで、介護保険料の賦課に係る更正については、保険料等の債権の消滅時効が2年と規定されていることを踏まえ、更正を2年間まで遡って行う運用が一般的だったが、今回の法改正において、介護保険法における保険料の賦課について期間の制限を明確にすることとし、新たに保険料の賦課について除斥期間を設けることとする。具体的には、新設した法200条の2により、保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して二年を経過した日以後についてはすることができない旨を規定している。（国民健康保険、高齢者医療でも同様の改正を行う。）

※ 大阪高等裁判所での介護保険料減額更正請求事件判決（平成23年（行コ）第30号）が確定したことを踏まえた対応である。

- 本改正の施行日は、平成27年4月1日であり、施行日以後に最初の納期を迎える保険料から適用される。

1. 特別養護老人ホームの重点化について

(1) 制度見直しの趣旨・内容について

特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）については、特養入所者に占める要介護3以上の割合は年々上昇し、平成23年では約88%となっており、入所者の平均要介護度も年々上昇している。また、在宅で要介護4・5の特養の入所申込者は、平成21年の調査では約6.7万人となっており、重度の要介護者の入所ニーズにどのように応えていくかが大きな課題となっている。

このように、重度の要介護状態で、特養への入所を希望しながら、在宅での生活を余儀なくされている高齢者が数多く存在していること等を踏まえると、特養については、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化する必要があることから、以下のような制度見直しを平成27年4月から実施するため、今国会に法案を提出しているところであり、ご了知願いたい。

- ① 原則、特養への新規入所を要介護3以上に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化する。
- ② 他方、要介護1・2の要介護者であっても、やむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、施設ごとに設置している入所検討委員会を経て、特例的に、特養への入所を認めることとする。
- ③ 既入所者については、現在、要介護1・2の要介護状態で入所している場合のみならず、中重度の要介護状態であった者が、制度見直し後に、要介護1・2に改善した場合であっても、引き続き、施設サービスの給付対象として継続入所を可能とする経過措置を置く。
- ④ 制度見直し後、要介護3以上で新規に特養に入所した者が、入所後、要介護度が要介護1・2に改善した場合については、やむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、引き続き、特例的に、継続入所を認めることとする。

(2) 特例入所について

上記②及び④の特例入所の具体的な要件や入所判定手続き（市町村の関与）については、入所判定の公平性を確保するため、各市町村で判断基準に大きな差異が出ないよう、厚生労働省において通知等により指針を策定する予定である。

なお、「要介護1・2であっても、やむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合」については、例えば、「認知症高齢者であり、

常時の適切な見守り・介護が必要な場合」等が考えられるが、引き続き、具体的な要件設定の詳細について検討していく予定である。

また、特例入所の入所判定手続きについて、特例入所の判断の主体は、現行の優先入所判定時の手続きと同様、あくまでも施設とし、施設主催の入所検討委員会において特例入所の判断を行うが、その上で、特例入所の判断は、地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅サービス等の提供体制の状況や今後の方向性等の観点を踏まえる必要があることから、保険者である市町村の関与が必要と考えている。

いずれにしても、特例入所の具体的な要件や入所判定手続きの詳細については、引き続き関係者の意見等も踏まえながら検討を進め、改正介護保険法案成立後の今年夏頃には、一定程度の具体的な指針（案）をお示ししたいと考えているため、ご了知願いたい。

特別養護老人ホームの重点化

【見直し案】

- 原則、特養への新規入所者を要介護度3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化【既入所者は除外】
- 他方で、軽度（要介護1・2）の要介護者について、やむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の権限の下、特別的に、入所を認める
 - 【参考】要介護1・2であっても特養への入所が必要と考えられる場合（詳細については令後改訂）】
 - △ 索的障害・精神障害等も伴って、地域での安定した生活を続けることが困難
 - △ 家族等による虐待が深刻であり、心身の安全・安心の確保が不可欠
 - △ 記知症高齢者であり、常時の適切な見守り・介護が必要

【要介護度別の特養入所者の割合】

〔施設数：7,831施設 サービス受給者数：51.1万人（平成25年8月）〕

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	（平均要介護度）
平成12年	2.5%	14.9%	19.0	39.4%	22.9	(3.35)
平成23年	3.1%	8.7	20.3	35.8	35.8	(3.89)

【参考】

平成23年度における
特養の新規入所者
実定体の約14万人
のうち要介護1・2は
約1.6万人

【特養の入所申込者の状況】

（単位：万人）

	要介護1～2	要介護3	要介護4～5	計
全体	13.2 (31.2%)	11.0 (26.2%)	17.9 (42.4%)	42.1 (100%)
うち在宅の方	7.7 (18.2%)	5.4 (12.8%)	6.7 (16.0%)	19.9 (47.2%)

※各都道府県で把握している特別養護老人ホームの入所申込者の状況を集計したもの。（平成21年12月現在。調査時点は都道府県によって異なる。）

5. 高齢者向け住まいの適切な確保について

今後、団塊の世代が高齢化し、単身又は夫婦のみの高齢者世帯が大幅に増加する中で、高齢者が安心して暮らせる住まいと生活に係る福祉サービス等の一体的な供給が必要とされていることに鑑み、平成23年3月に閣議決定された「住生活基本計画(全国計画)」においては、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を平成32年度までに3~5%とする指標(平成17年度0.9%)が設定されている。

高齢者向け住まいの適切な確保にあたっては、有料老人ホームの適確な把握や指導が必須であり、また、住宅部局との連携施策として、サービス付き高齢者向け住宅や居住支援協議会の活用も有効である。これらの施策の実現にあたっては、福祉部局と住宅部局の連携が重要であることから、引き続き適切な体制で取り組まれるようお願いする。

なお、低所得者を対象とし、利用者が抱える様々な課題にも対応できるノウハウを持つ養護老人ホーム、軽費老人ホームについても、高齢者が安心して暮らせる住まいとして機能し得るものであることから、これらの施設に対するニーズを把握のうえ、必要に応じて整備を進めるようお願いしたい。また、平成26年度予算案においては、後述する「低所得高齢者等住まい・生活支援事業」の実施も予定されていることから、各都道府県及び各市町村においては、社会福祉法人・NPO法人等と連携した取り組みの推進についてもご配慮願いたい。

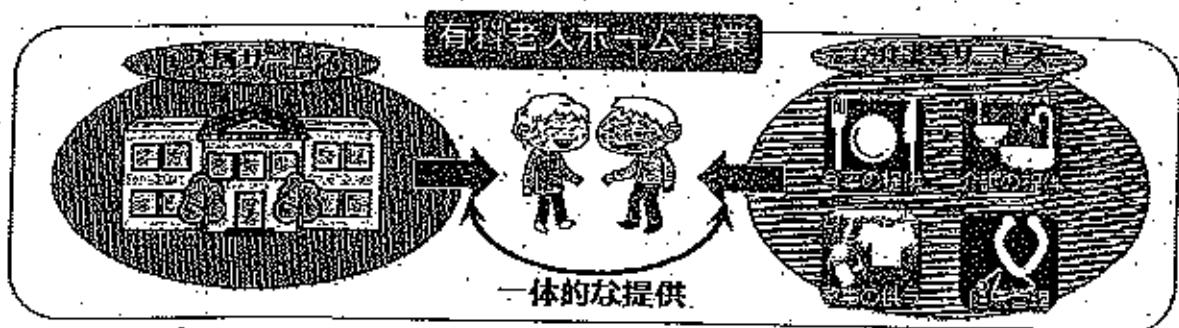
(1) 有料老人ホームの取扱いについて

ア 有料老人ホームの定義について

「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」(平成25年5月31日老高発0531第4号)において周知を図ったところであるが、有料老人ホームについては、届出制によって運営されており、一般的な許認可制とは異なるものであることから、事業者・利用者ともに誤解されていることが多い状況である。各地方公共団体においては、以下のポイントを念頭に、事業の実態に基づいて、適切に有料老人ホームの存在を把握するよう努めていただきたい。

【ポイント1. 届出の有無は関係ない】

- 「届出」がなくても、①入居サービスと②介護等サービス（食事の提供、介護の提供、家事の供与、健康管理のいずれか）を満たしている施設は、老人福祉法上の「有料老人ホーム」として扱われる。
- つまり、事業者が希望するかどうかに関わらないことから、いわゆる「未届有料老人ホーム」も、老人福祉法の規定に則り、有料老人ホームに対する指導監督を行うことが可能。



【ポイント2. 入居者の人数は関係ない】

- 有料老人ホームの定義においては、入居人数の多寡による判断基準は置かれていないので、1人を相手に①入居サービスと②介護等サービスを提供している場合であっても、有料老人ホームに該当する。
- 以前は「10人以上」という要件があったが、平成18年度改正によって撤廃されているので注意が必要である。

【ポイント3. サービス提供の一体性に留意】

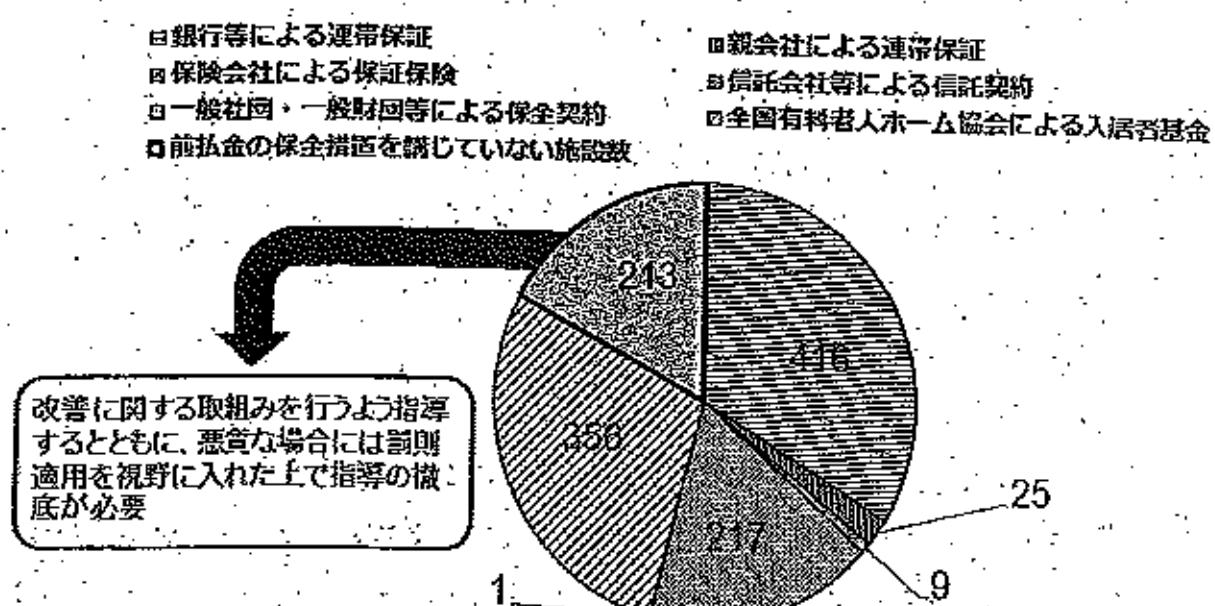
- 有料老人ホームの要件は、①入居サービスと②介護等サービスの「一体的な提供」が行われていることにあるので、①の事業者と②の事業者が別々であっても、両者に委託関係があつたり、経営上的一体性が認められたりする施設については、有料老人ホームとして取り扱って差し支えない。

イ 事業者に対する指導について

未届施設の実態把握において、入居者数に占める高齢者数の割合等に関わらず、幅広に把握して頂くとともに、有料老人ホームに該当する場合には、まずは早急に届出を行うよう施設の設置者に対して指導して頂きたい。その上で指導指針等の基準に適合しない部分については、是正可能な部分から段階的に期限を定めて是正を行うよう指導するなど、個々の実情に応じて対応されたい。

なお、有料老人ホームの定義に該当すれば、届出がなされていなかったとしても、老人福祉法に基づく立入検査や改善命令の対象となるため、届出の有無にかかわらず、法律の適切な執行に努めて頂きたい。特に、前払金の保全措置の義務があるにもかかわらず、それを履行していない事業者が相当数見受けられるが、保全措置がない場合、事業者において有料老人ホーム事業を継続できなくなつたときに、入居者が最初に支払った前払金の残余分を返済することができなくなる恐れがあるため、入居者保護の観点から、厳しい指導が必要である。

【前払金の保全措置の状況（平成24年10月31日時点）】



平成18年4月1日以降に設置された有料老人ホーム数^{*}：6,315件
→ うち前払金を徴収している施設数：1,237件

* 地方公共団体において免許を取得した未届有料老人ホームを含む。

(2) サービス付き高齢者向け住宅の取扱いについて

ア サービス付き高齢者向け住宅の計画的な供給について

現行制度では、都道府県は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づき、高齢者居住安定確保計画（以下「安定確保計画」という。）を定めることができることとされている。安定確保計画の策定にあたっては、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給目標等を定め、また、介護保険法の規定により、都道府県介護保険事業支援計画と調和を図ることが求められているため、福祉部局と住宅部局が協力し合って取り組む必要がある。さらに、市町村に対しては、あらかじめ協議が必要となる。

また、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準は、高齢者の居住の安定確保に関する基本方針（以下「基本方針」という。）及び安定確保計画に照らして適切なものであることとされている。この登録基準については、安定確保計画で定めた供給目標を達成するため必要となる基準を定めることが想定されるが、例えば、安定確保計画において、

- ① 市町村別のサービス付き高齢者向け住宅の供給目標を具体的に位置づけた上で、
- ② サービス付き高齢者向け住宅の整備が、当該供給目標を大幅に上回るようなものでないことを、法律の趣旨を逸脱しない範囲で登録基準として規定することなども可能であるため、安定確保計画の策定にあたって、高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条第5項の規定に基づき、都道府県と市町村が協議を行う際に、市町村の意見を踏まえて、地域における介護サービスの需要に応じた適切な供給を促進することについてもご留意頂きたい。

都道府県においては、安定確保計画を策定する際には、都道府県介護保険事業支援計画と十分な調和を図るよう住宅部局との連携を図り検討するとともに、市町村と十分な協議を行った上で策定を行うようお願いしたい。また、市町村から供給目標の設定について相談があった場合にも、住宅部局との連携を図りつつ、地域のニーズ等を的確に把握したうえで検討を行うようお願いしたい。

なお、本件の取扱いに関しては、「サービス付き高齢者向け住宅の適切な供給に係る事務の取扱いについて」（平成24年7月2日付厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）においても、サービス付き高齢者向け住宅制度を共管している国土交通省とも協議の上、通知したところである。

イ 事業者に対する指導について

①継続的なサービス提供の必要性

サービス付き高齢者向け住宅の登録基準では、入居者保護を目的として、書面による契約や居住部分が明示された契約であることのほか、入居者が入院したことや入居者の心身の状況の変化を理由として入居者の同意を得ずに居住部分の変更や契約解除を行うことはできない。

従って、事業者は入居者の要介護度認定の上昇や認知症への移行に関して、介護保険サービスや生活支援サービスを受けながら継続入居を希望する入居者を考慮に入れた上で、サービス提供体制を整える必要がある。

高齢者の状態変化を想定したサービス提供体制の整備

要介護度の上昇



認知症への移行



介護サービスや生活支援サービスを受けながら、サービス付き高齢者住宅での継続的な入居を希望する入居者への対応が必要

こうした制度が整備されている一方で、個々のサービス付き高齢者向け住宅において、どのようなサービスが提供されるかは各々の事業者の体制によるため、各事業者は入居契約前に入居希望者に対して、サービス内容を適切に説明する必要がある。各地方公共団体においては、この点にも十分に配慮した指導や周知を行うようお願いしたい。

②状況把握・生活相談の実施方法

本件については、「高齢者の安全・安心の観点等を踏まえたサービス付き高齢者向け住宅制度の適確な実施等について」（平成25年7月31日付老高発0731第1号・国住心第84号）において、すでに周知を図ったところであるが、あらためて以下のとおり説明する。

サービス付き高齢者向け住宅の事業者には、状況把握サービス及び生活相談サービス（以下「状況把握サービス等」という。）の提供が義務づけられており、原則として、夜間を除き、本住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する建

物に資格者が常駐することが求められている。

状況把握サービス等の提供にあたっては、入居者の安全・安心を確保する観点から、原則として日中は資格者が365日常駐する体制を整える必要がある。ただし、これにより難い場合は、次の①又は②などの方法により、資格者が常駐していない日における入居者の状況を能動的に把握する体制を整えるとともに、契約締結時等において入居者本人に対し十分説明しておくことが望ましい。

- ① 常駐していない日の日中に、少なくとも一度は資格者が本住宅に赴き、入居者の状況把握を行う。
- ② 赤外線等により動体を検知するセンサー、水道の利用状況を検知する水量センサー等の入居者の住戸内での動態を把握できる装置の設置等により、資格者が常駐していない日における入居者の日常行動が長時間にわたって確認できない場合に、即時に安否確認や緊急時対応に着手できるような体制を確保する。

また、夜間にあっては、通報装置を設置することによる対応が可能とされているところであるが、入居者の心身の状況に応じて、資格者が常駐する体制を確保することが望ましい。

なお、事業者は状況把握サービス等の提供にあたり、プライバシーの確保について十分に考慮する必要がある。特に状況把握を行う際の各住戸への訪問については、緊急時対応を除き、入居者の意に反して行われた場合、入居者とのトラブル等を惹起するおそれがあることから、契約締結時等において入居者本人に対し十分説明の上、どのような場合に訪問するかについて、明示的に入居者の同意を得ておくことが望ましい。

＜参考条文＞

○国土交通省・厚生労働省認定高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号)
(状況把握サービス及び生活相談サービスの基準)

第十一条 法第七条第一項第五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 イ及びロに掲げる者のいずれかが、原則として、夜間を除き、サービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する建物に常駐し、状況把握サービス及び生活相談サービスを提供すること。
イ・ロ(略)
- 二 少なくとも前号イ又はロに掲げる者がサービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する建物に常駐していない時間においては、各居住部分に、入居者の心身の状況に応じて通報する装置を設置して状況把握サービスを提供すること。